

# 大学進学の始まりと旧制高等学校教育の起源

—明治七年三月のモルレーの建言のもたらしたもの—

所澤 潤

## 目次

一 課題	明治八年三月の進級
二 モルレーの建言	明治八年九月の改革と進級
建言の本文	明治九年九月の改革と進級
モルレーの建言の行政的取扱いと忘	本科への連絡関係の仕組みの形成
れられた理由	本科進学の水準と要件
学校の改革と進学の仕組みの構築	自己完結した課程
三 建言以前の豫科と本科	本科と大学
明治四、五年の専門学科設置の試み	七 東京大学豫備門への継承
鉱山学本科	継承の解釈をめぐって
豫科の科別による教育の違い	明治十年四月の合体
四 明治七年九月の改革	明治十年九月の統合
五 豫科から普通科へ	八 大学予備教育の普通教育化と大学
豫科入学者確保の仕組み	入学制度

旧制大学の入学制度の特色として、旧制高等学校の卒業生の優先的な入学をあげることが出来る。高等学校卒業者は原則として無試験で大学に入学でき、入学可能者数を超過した場合だけ入学者選抜が行われる。また、専門学校等の卒業者は高等学校卒業者入学の後、なお入学に余裕のある場合だけ、入学の機会が与えられるというものである。

この仕組みは、大学予備教育の課程として高等学校の教育が望ましいという価値観の上に成り立っている。ところが高等学校の教育は、そのような位置づけであつたにもかかわらず、大学教育の専門的内容に直結した予備教育を行っていたわけではない。その教育内容は、専門教育に対立する「普通教育」という概念で示されるものである。ここでいう普通教育は、必ずしも専門に対応させずに、幅広く学問を学ぶということで、大正七年公布の高等学校令で条文中

に現れる「高等普通教育」という語に通ずるものである。当時、就学の階級としては、専門学校が高等学校と同レベルに存在しており、その教育課程は、専門的内容を学んでいるという点からいえば、普通教育を施す高等学校よりも大学の教育課程と密接に対応したものであった。しかし、その課程は、大学予備教育としては不適当とみなされ、あくまでも普通教育こそがふさわしいと考えられていたのである。

大学入学の予備教育として普通教育がふさわしいという理念、そしてそれを支える仕組みはいかにして日本に誕生したのだろうか。また、実際に大学予備教育の普通教育化はいつどのようにして生じたのだろうか。あるいは最初から普通教育であったのだろうか。

本稿は、この疑問に対する答えとして、大学予備教育の課程を普通教育とすることが、明治七年九月の新学年以来の制度の基本的枠組みであつたことを明らかにするものである。

この問題については、従来直接取上げた研究はみあたらないが、

次の二つは、本稿で示すことが従来の研究の流れとは異なった見解であることを示している。一つは、旧制高等学校は、歐米のモデルを移植したものではなく、わが国独自の学校類型であるという一般的理解である。天野郁夫は、「歐米諸国のモデルを移植しつつ、『日本』的な教育制度の創出をはかつていく過程で、制度の「理念」とかわりなく、現実の諸条件や必要性に促され、規定されたものが出現した」ものであると述べ、そのようにまとめている。本稿で示すことは、そうした一般的理解を否定するものである。もう一

つは、高等学校の広い領域の教育の起源を文化風俗の面の問題として捉える理解である。寛田知義は、高等学校教育の起源をさぐり、第一高等学校の前身の第一高中学校の、さらに前身の東京大学豫備門が高等中学校のような性格を持ち、東京大学豫備門はすでに専門領域に集中しない、より広い領域の教育を行っていたと推察されることを指摘し、「生徒心得七ヶ条」<sup>(1)</sup>で例証している。それに対して、本稿は、旧制高等学校教育の存立基盤を普通教育化した教育課程に求め、その起源を追究するものである。

さて、本稿が示す新しい見解は、明治七年三月の学監兼開成学校教頭のダビッド・モルレーの建言を有力な典拠としている。建言は、大学予備教育を専門教育から完全に分離して普通教育とすることが、明治七年九月の新学年に際して採用された基本的枠組みであつたことを示しているからである。つまり、普通教育化が制度形成の過程で自然発生的に生じたという把握は、建言の存在によってはじめて明確に否定されるのである。

忘れ去られたこの建言は、モルレーの地位とその後の東京開成学校における改革の進展等から見て、決定的に大きな影響力を持っていたとみられる。そしてその後身の東京大学豫備門が、東京大学医学部預科及び工部大学豫科を包摂し、いわゆる旧制高等学校に発展していくことからいって、旧学校制度の大学教育部分の基本的構造を生み出したとさえいえる。

建言の存在をふまえた上で右のような答えを得るために、本稿では次のことを課題とした。すなわち、本科を専門教育、豫科を普

通教育とする枠組みが明治七年三月のモルレーの建言により採用されたことを確認し、またそれを支えた、豫科から本科への連絡関係の仕組みがどのように形成されたかを把握する。そしてさらに、それが東京大学豫備門にどのように継承され、後の旧制高等学校と旧制大学の関係の基盤となつたかを考察する。

そこで本稿の構成は次のようにしたい。まず、モルレーの建言の内容と公文書としての扱いを明らかにする。そしてそれをふまえた上で、建言以前に豫科と本科の関係が校内でどのように理解されていたか、建言後、建言にそって本科の設置と豫科の普通教育化がどのように進行したかを示し、さらに豫科と本科の連絡関係の形成を示す。最後に、その改革が、明治十年四月の東京大学と東京大学豫備門に継承されたことを示すことによって、後の旧制高等学校と旧制大学の関係の起源がモルレーの建言にあつたことを確認する。

ところで、本稿では、右のような意味で「普通教育」という語を用いていくが、それは、明治十年前後の「一般ノ教育」「普通ノ学」<sup>(3)</sup>とほぼ同じ意味であると同時に、戦後の日本の新制大学の教養教育課程が担つていた「一般教育」に通じるものである。明治十年前後の「一般ノ教育」「普通ノ学」は、本稿で明らかにするところによれば、英米の大学をモデルとして導入されたものであり、日本の高等教育は、日本における約七十年間の展開を経て、戦後、新制大学制度を構築する際に、米国において別個の発展を遂げ、変容していったかつてのモデルと再会したということになる。<sup>(5)</sup>即ち、日本においては大学入学者のための普通教育は別個の学校が担う形で発展

していたのに対して、米国では、普通教育をも大学で担う形に発展していたのである。新制大学の一般教育は、最近まで人文科学、社会科学、及び自然科学の三分野にまたがつた課程編成になつていたが、それは専門に偏らない幅広い内容を学ぶという明治十年前後の、「一般ノ教育」「普通の学」と同様の性格である。その意味では、本稿で取り上げる問題は、今日の大学教養教育の起源の一端を示すもので、その今後のあり方にも少なからぬ関わりを持つものである。

なお、東京開成学校の名称は本稿でとりあげる時期にあつては次のように変化してきた。明治四年七月に大学南校から南校に改称、明治五年八月三日に第一大学区第一番中学へ改称、明治六年四月十日に開成学校に改称、さらに明治七年五月七日に東京開成学校に改称、そして明治十年四月二十一日に東京大学法理文三学部に改称された。本稿中ではその時点での名称を用い、改称については原則としてふれない。また、豫科という語で、原則として東京開成学校豫科、東京大学豫備門、及び高等中学校を指し、本科という語で、東京開成学校本科、東京大学、帝国大学を指し、それぞれ、いずれかを明示する必要のある場合は、豫科（東京大学豫備門）のように括弧内に示すことにする。

## 二 モルレーの建言

### 建言の本文

ダビッド・モルレーの建言は、明治七年三月付けの日本語で書かれた文書で、東京大学庶務部が所蔵する『文部省往復』という公文書綴りに綴じ込まれて保存されている。

建言には、のちの日本の大学教育とその予備教育のあり方を予見するような基本的な枠組みが示されている。即ち、豫科教育を普通教育化し、専門を行う本科教育と明確に区別し、そして豫科教育を経なければ本科教育を受けることはできないという進学の連絡関係を確立するという方向を打出しているのである。建言には、次のようない七項目があげられている。

(一) 豫科教育と本科教育を明確に区別しなければならない。またその区別は本科が高等の学科を教えるというだけではない。また本科で学ぶには種々の方法がある。(全体として概ねこのような意味と考えられるが、正確な文意は不明瞭である。)

(二) 豫科は専門によらない一般教育を行うことを目的とし、法学豫科の生徒に数学・理学・歴史等を教え、理学豫科生徒にも歴史・国語・数学等を教えなければならない。

(三) 本科は将来の職業のための専門教育でなければならない。法学本科は、法に関する科を学び、またそれ以外の科も学ぶ。理学本科も自分の専攻する内容を学ぶほか、それと関連する科も学ぶ。工業学本科は、自分の職掌に肝要な科を学ぶ必要があり、化学本科及び製煉学は、実験及び分析の実習をする必要があり、鉱山学本科は職業に関連する実験実習及び博物館実習をする必要がある。

(四) (二) を実行するのであれば、本科教育は從来從事してきた

方法(鉱山学本科のことを指すのか、予定してきた教育課程を指すのか、從来の各豫科の教育を指すのか未詳)と大きく異なるものとなる。理学本科には実験室と分析化学の教師、法学本科には法律家の教師が必要である。

(五) 開成学校には、未だ専門教育の用意がなく、必要な施設、教師の準備に着手しているとはいって、五、六ヶ月が必要と見込まれるので、九月にならなければ準備は整わない。

(六) 現在の豫科の教育課程が不適切であるため、生徒の学力がアンバランスである。理学豫科第一級は、数学のレベルは本科進級程度だが、博物学及び外国语はそのレベルでない。

(七) 現在既に本科教育を受けている生徒(鉱山学第三級)については、豫科第一級に降級する。豫科第一級の生徒は九月に本科に入ることになるが、その本科教育を行うためにはふさわしい用意が必要である。

建言の全文は次のとおりである。

過般ノ試業ニ於テ諸生徒ノ試業ヲ自擧シテ学制中定メラレタル学科ヲ熟考シ更ニ専門学校生徒ノ等級ヲ定ムル為メ聊カ報告スルヲ願フ  
第一本科豫科ハ著シク區別セザルヲ得ス此區別ハ高等ノ学課ノミナラス亦此學課ヲ追フニ種々ノ方法アルベキナリ  
第二豫科ニハ一般ノ学課ヲ撰ムテ之ニ置キ生徒ニ一般ノ教育ヲ与フルヲ目的トスベシ故ニ法学豫科ノ生徒ニ数学理学歴史等ヲ教ヘ理学豫科生徒モ亦歴史国語数学等ヲ教ヘサルヲ得ス  
第三本科ハ生徒未來ノ職業ノ為メニ特別ナル学課ナラサルヲ得ス故ニ

法学生徒ハ法ノ數課ヲ特別ニ学ハサル可ラス然レトモ法ヲ專務トスルヲ以テ他ノ學課ヲ廃ス可ラズ理学生徒モ亦之ト同シク本科ニアツテハ各々撰ンタル學課ニヨク從事シ以前學ヒシ處ノ他ノ學課或ハ本科ノ學課ヲ學フニ助トナル可キ學課ヲ失ハザル「ヲ注意ス可シ工業學生徒ハ己レノ職掌ニ肝要ナル學課ヲ學フ可シ化學并製鍊學ヲ學フノ生徒ハ試験室ニ入り自ラ手ヲ下シテ試験并分拆ヲナシ而テ其質問ヲナス可シ鉱山學生徒ハ其職業ノ學科ニ注意シ試験室并博物院ニ入チ自ラ穿議ヲナスペシ

第四若シ右ニ記ス説ノ行ハル、時ハ本科ヲ追フノ方法ハ從前從事セン方法ト大ニ異ナル可シ理学生徒ノ為メニハ試験室ヲ設ケ而テ分拆<sup>(ア)</sup>學ノ教師之ヲ教導スベシ法学生徒ノ為ニハ法ヲ教授スル為メニ法律家ナキヲ得ズ

第五現今此校ニ於テハ未タ生徒ニ特別ノ學課ヲ教授スル用意ナキヲ見ル之ヲ用意スルニハ先五六ヶ月ヲ經可シ故ニ此目的ノ為メニニ着手セリ然レヒ本年九月ニ至ラサレバ全備セザル「必セリ

第六學課ニアリテハ本科ニ充分入ルベク進歩セルモノアリ然リト云ヘ比此進歩ハ學科順次ノ不規則ナルカ故ニ一二ノ學課ハ速度ヲ超へ一二

ノ學課ハ大ニ遅ミセリ理學第一級ノ如キハ數學ニ上達セシ既ニ本科ニ進メント熟考セシ程ナリト云ヘ比博物學及ヒ國外語學ハ未タ此學課ヲ廢シテ專ラ特別ノ學課ニ從事セシムル生徒タルニ至ラス

第七專門學校ニ於ケル最上ノ生徒ヲ現今豫科最上ノ等級ニ定ムルヲ決ノ用意ナキ能ハス

此級ノ生徒ハ來ル九月ニ至テ本科ニ入ル可シ而シテ此教育ノ為ニ適當セリ  
來ル九月ヨリ生徒各向來生計ノ為ニ肝要ナル學業ニ專ラ從事ス可シ

明治七年三月

学校督務

ダビットモルレー

開成學校長  
辻新次 貴下<sup>(イ)</sup>

最初の二項が、後の旧制大学制度における豫科と大学の著しい区別という基本的な枠組みを示しており、本稿の関心から重要なである。いずれもその後、明治七年から十年にかけての開成学校及び後身の東京開成学校において、具体的な姿を現し始めている。

また、豫科から本科への進学に関する問題としては、そのほかに、明治七年九月に本科を開設するという第五項、現在の教育課程の不整合さについて述べた第六項、及び等級の整理を示した第七項がある。これらは、東京開成学校における本科の起源がこの建言にあることを示している。理學第一級生の本科進入を止めているばかりでなく、次節で述べるように、実は既にいた鉱山学本科生は豫科生に降級することを指示しているのである。

以上の内、第五、六、七項がいわゆる連絡関係を示しているが、また第一、第二項の豫科と本科の教育内容を含めて広い意味で連絡関係ということも可能である。

この建言は非常に明確に価値観が打出されていること、また英文を翻訳したものとみられることから、教職員の考えをモルレーが代替したのではなく、モルレーの価値観が強く打出されたものであると考えられる。そして、後に述べるようにそれは、英米の大学をモデルとしたものと考えられる。しかしながら、その後の校内の改革の動きが一つの方向に向かっていることから考えて、校内の支持も得

たものと考えられる。

モルレーの建言の行政的取扱いと忘れられた理由

建言は、明治七年四月に開成学校長から木戸文部卿に差出された  
次のような文書（申百式十六号。起案文書による）に、別紙として  
添付された。

去ル二月定期試業ニテ当校生徒ノ学力ヲ検査致シ候事何レモ學業頗ル上達イタシ候ニ付各學豫科第一級ノ如キハ本科へ昇進為致候事適当ニ候得共從前踏ム所ノ學課順序不規則ナルニヨリ一二ノ學課ハ大ニ進脩シ本科ニ入ルノ力有之候得共亦一二ノ學課ハ右ニ比較イタシ候得共進歩致サ、ルモノ有之候故ニ法理両學豫科第一級生徒ノ如キモ本年秋定期試業後ニ至ラサレハ本科ニ入ル能ハス且鉱山學本科第三級之如キハ学力ト等級不相応ニ付豫科第一級ト相定メ他ハ之ニ准シ候而可然旨教頭教授集議ヲ遂ケ相決候ニ付別紙之通各學各級生徒等級相定候条此段御届申上候也

七年四月十三日  
木戸文部卿殿  
追テ教頭モルレー氏ヨリ之建言書別希相添差出候也

文書は、一月の定期試験の結果の進級が通常と違っていたことを、二つの判断をもとに説明するものとなつてゐる。一つは、一月の定期試験の際に法学豫科第一級及び理学豫科第一級であつた生徒たちは、一部の領域の学力が不足しているため、本科への進級を九月とするというものである。もう一つは、鉱山学本科三級にいた生徒を、学力が等級に不相応であるため、本科から豫科第一級に格下げし、

山学豫科については降級された結果が書かれている。

それ以下の等級もそれに準じた、というものである。そして建言は

同文書には、等級の異動の一覧が添付されており<sup>(3)</sup>、それによれば扱いは次のようにまとめられる。モルレーの建言に基づいて通常の進級をさせなかつたのは、以下で○をつけた部分である。なお、鉛

第六級ト相定 同 豫科第六級乙 (十七名) ↓同 豫科第六級

・試業未済生徒 (十四名)

建言は、同校において非常に大きな影響力をもつことになるもので、本科生の教育、即ち大学教育の開始を促すものであつたばかりでなく、結局、後の日本の高等教育における豫科（旧制高等学校）と本科（旧制大学）の関係を規定してしまったと考えられる。しかし、それにもかかわらずこれまで歴史的資料として取上げられてこなかったのは、文書が建言の内容とは別のものとして行政的に取扱われたことに原因がありそうである。

建言が文部省に差出された目的は、さきの引用の内容によれば、

教育課程の構築を説明するためではなく、明治七年一月の定期試業の結果の進級が通常と違っていたことを説明する際の裏付けとするためであった。それを受けて建言は、生徒の進退を扱った文書として取扱われ、二千百丁に及ぶ同年の文書を集めた公文書綴り『文部省往復』中に、四〇三丁から四四七丁までの四十五丁に及ぶ「各科生徒ノ件（但進退出入学）」として一括して綴じこまれ、悉皆的に文書を読んで行く以外に検索のしようがないということになったのである。その結果、改革を進めるに当つても同文書に立ち返ることができず、また『東京開成学校第二年報』に収録されないことに結びつき、歴史として扱われるきっかけを失わせることになつたと考えられる。<sup>(8)</sup>

### 学校の改革と進学の仕組みの構築

建言に示された豫科と本科の関係については、文書上の扱いとしては行政的に無視された形であるが、現実には建言の内容にそったものに学校が改革されていく。改革が行われるのは、明治六年四月九日に文部省により、第一番中学から高等教育を担う開成学校へ改組された以上当然の成り行きだったが、豫科の教育課程が普通教育化されたことは、建言にそった方向を学校が選んだことを示している。

明治七年九月から明治十年の東京大学の誕生までに、豫科から本科への進学の関係として築き上げられた仕組みは、次の三点にまとめられる。

一つ目は、専門学科を学ぶために必要な学力は、専門領域に直結した範囲を越えた幅広い教養であるという考えを教育課程上に実現したことである。モルレーの建言の第一、第二に示された内容である。

二つ目は、本科進学の要件として、普通教育の修了を必須とすることである。すなわち、専門学科を学ぶことが可能な狭い領域の学力を身につけているだけでは不適格として排除される仕組みである。モルレーの建言では第六がこれに相当する。豫科で行われる教育は進度が偏つていてはならず、一部の科目を本科進学後に持ち越すこととはできない、というものであったが、制度としては、豫科課程全部の修了を本科へ進む必要条件として成文化されている。

三つ目は、豫科の普通教育を自己完結した課程とらえ、本科へ

進学しないものの存在を許容したことである。この点は、モルレーの建言に直接対応したものがないが、第一、第二に示された豫科と本科の明確な区別は、当然このような論理的帰結をもたらすと考えられる。

形成された仕組みは、それぞれ次のように後の旧制高等学校と旧制大学の関係に対応する。一つ目は、教育課程が高等学校のものに近いことである。二つ目は、高等学校卒業者の大学への優先入学制度、及び高等学校以外の学校卒業者にもとめた高等学校卒業検定試験の制度の存在である。三つ目は、高等学校の卒業者には大学進学が義務付けられていなかったことである。

右の進学の仕組みは、見方をかえれば、豫科を普通教育として維持していく仕組みすなわち本科と専門教育、豫科を普通教育とする基本的枠組みを実現し、維持する仕組みである。以下では、本稿の課題を達成するために、右の三つの仕組みが建言にそった方向性をもって形成されたこと、それがどのような姿をとったかということ、及びそれが明治十年の東京大学の誕生後も継承されていったことを明らかにしていくことになる。

### 三 建言以前の豫科と本科

モルレーの建言以前、本科で学ぶ専門の領域に対応した基礎的な学力を学ぶものと素朴に考えられおり、豫科が普通教育でなければ

ならないという発想は、あつたとしても個人的レベルにとどまっていた。

豫科と本科の関係は、例えば、明治五年二月二十五日付け「専門校之義ニ付相伺候書付」（文部省から「伺之通」とされている）には次のように書かれており、豫科（普通科）は本科で学ぶ専門的内容に直接対応した基礎的内容を学ぶ階層に過ぎないと考えられているらしい。

……當今普通科ノ生徒モ今一年ヲ待スシテ其科ヲ終ヘ以テ専門ノ初步ニ入ルニ足ルヘシ

あるいは、むしろ、豫科と本科の関係が曖昧にしか理解されていなかつたといった方が適切かもしれない。次の三つのできごとはそうした状況を示している。二つは、本科教育を始めようという試みで、三つ目は、理系の豫科と法学豫科を学習において別扱いしていった事例である。

#### 明治四、五年の専門学科設置の試み

本科教育を行おうという最初の試みは明治四年から五年にかけて行われ、失敗に終っている。いかにも拙速なその経緯は、いまだ大學という存在が極めて観念的にしか理解されていなかつたことを示している。

『東京大学百年史』の指摘によれば最初の計画は次のようにして始まっている。文部省は明治四年七月、衣食居室に到るまで全く欧

米を模した学校を設けることを計画し、許可を得て九月二十五日に南校、東校を一旦廃止し、十月に至つて再開している。<sup>(1)(2)</sup>

東京大学の公文書中に残されている明治四年九月五日付けで、文部省から正院に宛てられた「学校囲込地之儀ニ付申上」には、「南校近傍屋敷地前断専門諸学科之学校取設候場所ニ致置度」と書かれており、すでにこの頃には専門教育を行おうという方向で計画が進行しつつあったことを知ることができる。また南校廃止の翌九月二十六日におそらく文部省と南校関係者でなされた決議にも、既に次のような表現を見ることができる。

九月廿六日決議〔欄外に記載〕

大学ハ専門諸科並備テ然ル後初テ真ノ大学トス南校ハ其備ハルニ至ルヘキ路ヲ履曆スルノ處ト看做シテ今姑ク語学所トナシフュルヘッキヲ以テ外國教師ノ教頭トナシ学則及生徒教育ノ方法暫ク「フェルヘッキ」ノ調裁ニ任ス然レヒ當人ノ器局技能自ラ其限りアレハ後來各科専門ヲ兼ヌルノ教頭ト見做サス今日ヨリ創成ノ語学科一分ノ教頭トス右ノ如クシテ同人明日ヨリ当分ノ間本省中ノ一室ヲ出勤所ト定メ掛リ教官一同本省へ出勤セシム

〔以下略〕

この時の動きは、廢止された南校の変則生に対する救済措置として南校で構想された豫備校設立案（明治四年九月二十八日文部省へ伺い、文部省「伺之通」）から始まった。しかし、南校は、まもなく、明治四年十一月七日付けで、「豫備校之設ヲ廢し今度御囲込相成候内元静岡県邸ヲ以テ専門校ヲ設ケ」るという別な案を伺つてい

る。その案では、豫備校を設ける方式は「姑息之一事」で、「必竟旧圈を脱スル事能はす幾多之弊害ヲ生し候哉モ難計」と捉えている。教師としては、当分フルヘッキを法律講義師にて、カテルリー及びギリフヒスを理学講義師にて、それぞれに通弁教官をつけて授業を行わせ、「学力優等之生徒而曰入学ヲ許シ國家実用之人材ヲ育シ」それによつて「旧弊」を「一洗」したいとしている。そして、従来の獨乙教場を利用して「専門校」を至急開校したいと文部省に伺い、以上の諸点は文部省から「同之通」と認可されている。<sup>(3)</sup>

この「専門校」を本科教育の試みとみてよいと思われるが、非常に安直な構想で、大学を構成することになると見られる「専門校」の教育がどのような設備を必要とし、どのようなスタッフを必要とし、また入学者がどのような学力を身につけていなければならぬか、といったことがほとんど考慮されていない。

構想が失敗に終つたのは、入学者募集の結果、応募者が僅かに二十名、しかも入学水準に達していたのは一名しかいなかつたためである。

入学者募集については、明治四年十二月十三日付で南校から文部省へ、元静岡県邸を「南校専門学」と称して生徒を入門させたいと上申され<sup>(4)</sup>（起案文書による）、さらに、明治五年一月七日付けで南校から文部省へ入学志願者を募集する旨を各府県へ布令するよう、進達された<sup>(5)</sup>（起案文書による）。そして、文部省第一号として、一月十二日付けで次のように全国に周知された。

今般専門学校取設理学化学法学重學星學伝習可致候間志願之者ハ右科  
目之内銘々見込之科相認メ当月廿九日迄ニ南校へ願書可差出事  
英仏蘭独乙学ニ論ナク学力優等之者并是訳書ニテモ右科目ヲ學居  
候者ハ試業之上入学差許候事<sup>(1)</sup>

即ち、要求されている学力は、英語、フランス語、オランダ語、  
ドイツ語のいずれかがべき、また、理学・化学・法学・重學・星學  
といった学ぶべき専門についての基礎知識を持つてゐることであつ  
た。

この専門学校は入学者選抜の段階で躊躇してしまい、一月二十九日  
付けの文部省第三号は次のように閉校を伝えている。

当正月専門学校相開候以来入学之生徒僅カ二十名ニ不過旁其内真ニ專  
門科ノ生徒タルヘキ者一名ニ不過未タ専門相開キ候時機ニ不至候間一  
ト先閉校致シ候他日学者之進歩ニ応シ再ヒ可相開候条其旨可相心得候  
事<sup>(2)</sup>

右の達中の判断は、南校の判断に基づいたものであるが、その判  
断を示した「専門校之義ニ付相伺候書付」（既出）という文書には、  
南校内部で、入学者が集まらなかつたことをむしろ幸いとしていた  
ことも感じられる表現がある。教頭フルベックも教官も専門校が有  
名無実となることを恐れて反対していたことが指摘されている。

文書は、当時の状況について専門校を開いても、教育に堪える学  
生がほとんどないことを指摘している。

一昨冬中南校御変革之節変則生徒多員之レアリ人々一時修業之道ヲ失  
フ所ヨリシテ豫備校ヲ設ケ専ラ変則ノ科ヲ学ハシメントスレヒ種々  
不都合ヲ生シ遂ニ其擧ヲ全フスル能ハス夫ヨリ更ニ今日ノ専門校御  
取設ヶ相成府県マテ布告シ有志ノ者ヲ募ルト雖モ入学ヲ願フ者纔カ  
二二拾名ニ過キズ加之学业相応ニ出来スル者其内僅カニ一名ニシテ  
其他ハ専門科ヲ攻ムルニ堪サル者而已然ルニ強ヒテ之ヲ教へハ全ク  
一時姑息ニ流レ更ニ改革ノ詮モコレナク生徒進歩ノ益ナカルヘシ且  
其二十名ノ生徒モ専門科ヲ願フ者ノ惣括人員ニシテ若シ入ミ其志サ  
ス所ノ科ヲ以テ之ヲ分ハ一科三名或ハ二名ニ過ギズ其氏名人員ノ  
詳細ハ別冊ノ如シ<sup>(3)</sup>

受験者の学力水準がどの程度であったかは、人名詳細を書いた別  
冊の末尾に記されている（起案文書中にあり）。

右「受験者のリスト」之内長沢熊太郎壱人ヲ除ク之外ハ仮令洋書を学

フト雖モ未タ独見之力ニ至ル者無之漸く文典・地理書・歴史等之初歩ニ入ル而已ニテ所詮教師之講義ヲ聴聞スルト雖氏其義理ヲ了解スル能ハサルハ論を待タス殊更翻訳生ニ至てハ實ニ其講義ヲ聴クト雖モ盲人杖を持タスシテ道を行クニ近カラシカ<sup>(23)</sup>

洋書を独力で読める者は一人だけで、他は文典・地理書・歴史等の初步を学んでいるだけであった。

専門校開校の中止は、大学のあり方についての理解の対立によるものではなく、生徒が集まらないという偶然に過ぎなかった。逆にいえば、生徒さえ集まれば、開校されていた可能性が高い。南校の中にあつた開校反対の意見が、行政的にくみあげられない状態は、大学という存在の理解がいまだ日本において不十分であったことを示している。

#### 鉱山学本科

二度目の本科は、明治六年に設けられた鉱山学本科である。鉱山学豫科は、開成学校でドイツ語により学んでいた生徒のために設けられたものであったが、本科の方は、当時廃止された独逸学教場の生徒の一部を収容するために設けられたとみられる。この時も、やはり本科はいかなるもので、豫科はいかなるものであるか、といった考慮がなされた形跡は見られず、恐らくは、生徒を便宜的に本科に割り振ったということではないか、と思われる。その経緯は次のようなものであった。

南校は、専門科設置が頓挫した後、第一番中学に改められていた

が、さらに明治六年四月九日付けの文部省達により「第一大学区第一番中学」から「開成学校」に改められ、専門学科を持つ学校となることとなつた。<sup>(24)</sup> ただ、従来は英、獨、仏の三ヵ国語の学校であったが、英語専用の学校に改められた。<sup>(25)</sup>

明治六年中に編纂された沿革を見ると、四月十八日の英語専用を決める達を受けて、同月二十二日に学校から「独逸生徒」に対しても、下等以下の生徒は、「医学」か「通弁学」を「目的」とする者以外は、英語に転じて「目的ノ学科」を「修業」するようになつてある。ドイツ語とフランス語の上等生徒のためには、四月二十八日に文部省から「諸芸学教場」を設ける旨、達があり、五月三十日に文部省から学校に対して、フランス語生徒に諸芸学科を設け、ドイツ語生徒に鉱山学科を設ける旨の達があつた。

\*ここで「学科」という語を用いたが、その語は當時あまり用いられていないようである。通常は諸芸学豫科、諸芸学本科というように分けて用い、また諸芸学とだけ書かれていることもある。ここでは、明治六年中に作成された沿革の一部に「学科」という語が用いられていることを踏襲し、学科という表現を採用した。また、規則上では、「諸芸学校」というように学校という語が用いられることが多い。

こうして、鉱山学科が生れることになったが、それが何月何日だかは記録がはっきりしない。ただ、鉱山学本科は、八月十二日に廃止された独逸学教場の一部が開成学校に移籍された結果生れたものである。独逸学教場は第二番中学が改組されて設けられたも

(22) ので、もともと開成学校とは全く別の学校であった。さきの沿革には、

認できていない。ただ、沿革に記録されていたことから、少なくとも独逸学教場の生徒の一部は鉱山学本科に編入されたことを知ることはできる。

八月廿二日

独逸生徒ヲ鉱山学科へ移ス左ノ如シ 鉱山学本科 同豫科

と書かれている。この時に鉱山学科自体が設けられた可能性も高い。「独逸生徒ヲ鉱山学科へ移ス」というのは、文部省がその生徒を開成学校へ引き取らせるることを、次のように達してきたいとに基づいている。

第一大学区	開成学校	鉱山学校本科（文部省第一年報に記録されているもののみ）
第三級 三角術 画法幾何 測量学 微分積分 化学 物理学 器械 学 金石学 地質学 金属学（当分代数で代替） 画学	入学之儀不都合無之様取計追テ顛末詳細可届出候事	鉱山学校豫科（文部省第一年報に記録されているもののみ）
第一級 語学 算術 幾何学 代数学 地理学 博物学 物理学 学 画学	鉱山学目的之者 七名	第二級 語学 算術 幾何学 代数学 地理学 博物学 化学 学 画学
第六級 語学 算術 幾何学 代数学 地理学 博物学 画学 (33)	語学目的之者 七名	第六級 語学 算術 幾何学 代数学 地理学 博物学 化学 (33)

明治六年八月十二日

文部省<sup>(28)</sup>

この時の生徒の引き取り方は、開成学校と独逸学教場の間で決めるようにというのが、文部省の要求であった。その顛末の詳細を書いた届け出の文書も作られたはずだが、筆者はその文書の現存を確

いる。しかもその後、同年九月及び翌八年三月にも本科に進級していない。こうしたことからみて、便宜的に等級が定められていた可能性が高い。同科は、八年七月には豫科第一級のまま廃止されるごとに、生徒は化学に変ることになったが、希望者がほとんどなく、結局全く廃止となつた（五、明治八年九月の改革と進級、を参照）。

#### 豫科の科別による教育の違い

モルレーの建言以降、豫科の教育は、いわゆる文科系、理科系に同じ内容を教える方向に向う。しかし、建言以前は将来専攻する専門に対応して教育内容は異なつており、文科系と理科系とは明確に違う内容を学んでいた。

明治六年の豫科の課程は法学校豫科（法学豫科）と理学校豫科（後の理学豫科）で次のように異なつたものであつた。<sup>(3)</sup>

法学校豫科（文部省第一年報に記録されているもののみ）

- 第一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、経済学、国勢学
- 第二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第二十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第三十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第四十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第五十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第六十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第七十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第八十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十一級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十二級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十三級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十四級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十五級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十六級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十七級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十八級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第九十九級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学
- 第一百級 語学、数学、羅甸学、歴史、法科総論、国勢学

明治六年十一月二十七日付けで文部省に差出された文書は、それが実際の教育上で展開していたことを示している。幾何学用及び図画測量術研究用の図引き道具は、法学科に進学したい生徒には不要という判断が為されている（起案文書による）。

当校生徒法科ヲ除ク之外各科課程中幾何学及ヒ図画測量術研究イタシ候ニ付而者は是迄御備相成候図引道具引足不申差向百四十五箱程ヲ買入不相成候半テハ日課ニ差支候ニ付迄穿鑿イタシ候処用立候品九十三箱有之代価之義者總合金四百七十三円余ニ候右者人員ニ引足不申候ヘ共差當リ有合之分ヲ買入相成代金之義ハ別途差たし有之度此段至急相伺候也

同兼勤

田中弘義

開成学校長

伴正順

田中文部少輔殿<sup>(32)</sup>

法学科進学者と理学科・工業科進学者には異なる内容を教えるといふ姿勢は、當時、豫科においては専門に直接対応した基礎を学べばよいと漠然と考えられていたことを示している。

#### 四 明治七年九月の改革

モルレーの建言は、かなり徹底した改革を直ちに開成学校及び後身の東京開成学校に引き起こした。明治七年九月から始まる学年は、モルレーの建言後の最初の新学年だが、本稿の関心に限つてみても、本科生が誕生し、それとともに、本科を専門教育、豫科を普通教育とする基本的枠組みを実現する改革がなされている。

本稿では、明治十年に東京大学が誕生するまでに構築された仕組みを三つに整理しているが、明治七年九月に始まる学年で導入された改革には、その第一が既にその姿を現している。即ち、教育課程が、かなりはつきりと普通教育化され、その後、明治八年九月、九年九月と段階を追つて徹底されて行く。ここでは、明治七年九月の改革について述べることとしたい。

教育課程の改定について、『東京開成学校第二年報』では次のような書かれ方をしている。

此年「明治七年」校制ヲ改定シ教則ヲ釐正シ法学化学工學本科及豫科ノ課程ヲ創定シ九月ヨリ之ヲ実践セシム此ニ於テ専門学科ノ教制初テ立ツ是レ教制ノ一沿革ナリ<sup>(33)</sup>

明治七年七月当時設けられていた学科（正式には学校）は、法学校（明治六年六月十七日設置）、理学校（同年六月十七日設置）、工業学校（同年十月九日設置か）、諸芸学校（同年九月二日設置）、鉱山学校（同年八月二十一日設置か）及び天文学教場（明治七年一月

三十一日設置か）であつたが、六月頃から整理が進み、九月以降のしばらくした時点では、法学校、化学校、工学校、諸芸学校及び鉱山学校となる。右に引用した叙述は、諸芸学校（フランス語）と鉱山学校（ドイツ語）とが、改革の対象となつていなかつたことも示している。

また、教育内容について、次のようにも書かれている。法学・化学・工学の「課程」即ち教育課程を、英米大学の規程に準拠したものに改めたとされている。

〔明治七年〕九月從前ノ法医学工業學ノ教科ヲ革メ更ニ英米大學ノ規程ニ準拠シ其宜キヲ折衷シ法学化学工學ノ課程ヲ定ム則左ノ如シ  
〔豫科課程と本科課程がある〕

いづれの記録も新しく教育課程を定めたと書かれているが、それまで使われていたものがどのようなものであったかは、はつきりしない。従来の豫科教育課程は、文部省によって明治六年四月定められた「外国语学校教則」「外国语学校教則」、及び同年五月に定められた「外国语学校教則」に準拠していたものを使っていたようだが、『文部省第一年報』に掲載されているものは、それらと若干異なつている。<sup>(34)</sup>

豫科の新しい教育課程は、普通教育を内容としたものであり、從来適用されていたとみられる文部省制定のもの、即ち前掲の明治六年当時のものとは著しく異なるものであった。

「教則及課程表」（明治八年七月に終わる学年のもの）では、「普通ノ学」を修めなければならない、という表現が導入されている。

第一条 専門本科ニ入ル生徒ハ先ツ英或ハ仏独語学文学地理歴史ヨリ博物学物理学化学数学等ノ大略ヲ学ヒ以テ普通ノ学ヲ修ムベシ之ヲ豫科三ヶ年間ノ課程トシ豫科卒業ノ上本科ニ入り猶三ヶ年間ニシテ卒業スルモノトズ

豫科の生徒の学ぶ「英或ハ仏独語学文学地理歴史ヨリ博物学物理

学化學数学等ノ大略」は、理系と文系の内容を併せ持つたもので、それを学ぶことによって普通の学を修めるとされており、モルレーの建言の第二をそのまま実現している。

そして新しい教育課程の創設にともない、法学豫科、理学豫科といふような豫科における生徒の科別編成が第一級以外で廃止され、豫科課程が専門によらない共通化したものに改められている。

「豫科課程」にあげられているのは、次のような科目名である。

法学豫科と理学豫科の区別の残った第一級も、課程の内容として決められているのは同一のものであった。

第四級 英語学、数学、史学、物理学、博物学、画学  
第五級 英語学、数学、地理学、史学、博物学、画学  
第六級 英語学、数学、地理学、史学、博物学、<sup>(33)</sup>画学

法学と理学の科別振分けは、生徒の志望決定の時期を在学中の最終的段階まで遅らせることをねらいとして、豫科最終の半年（第一級）に進級する際に行うことになった。改正を文部大輔に明治七年九月二十八日付けで上申した文書（申三百六十九号。起案文書）に次のような説明がある。

抑本校ノ生徒ハ粗某学志願ヲ申出入学為致候事規則ニ候得共幼年ノ輩自ヲ其目的ヲ即時ニ決定スルハ容易ナラサル「明カナリ且別紙改正本校教則ニ依ルニ豫科生第二級ヨリ以下第五級マテ一年間習学スル所ノ課業法学理学ト異同アルナシ而メ第一級ニ於ルモ尚ホ法学理学ノ課業纔二大同小異ナルノミ故ニ今後入学ノ生徒ハ何学志願粗決志ノ上在校勉学スル「兩年間而メ第三年ノ初メニ至リ始メテ其目的ヲ判決シ或ハ法学第一級ニ入り或ハ理学第一級ニ進ム者アルベシ

「普通」という語を用いた課程の名称は、さきに引用した明治五年当時の南校の文書「専門校之義ニ付相伺候書付」及び「当校生徒之義ニ付伺」にも、「普通科」として現れている。しかし、その内容はここでいう「普通ノ課」とは実質的に異なるものであった。それは、例えば明治六年に理学豫科の第一級で教えていた科目が

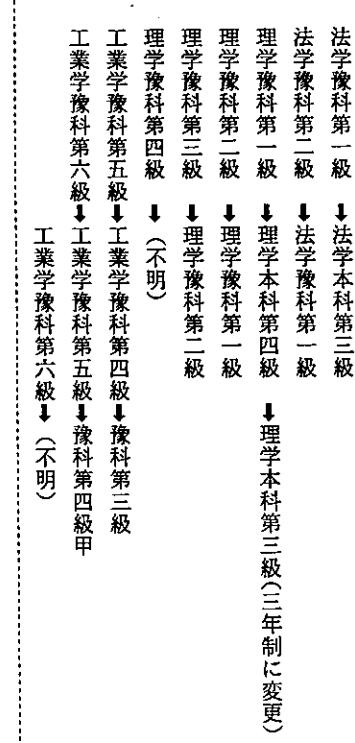
「語学、重学、代数学、幾何学、博物学、画学（図画・野画）、化学、物理学」であったことと比較すれば明らかである。明治七年九月以降にはある「史学」「経済学」といった人文社会系の科目が設けられていない。

なお、諸芸学豫科（フランス語）と鉱山学豫科（ドイツ語）が特設されていたが、それらは別扱いとなつてゐる。

この時の豫科の教育課程の普通教育化については、『東京開成学校第二年報』に次のように期待が述べられている。

……各学豫科生ニ至リテモ九月ヨリ改定豫科課程ヲ履践シ益広ク普通ノ学科ヲ講究スルヲ以テ他日本科ニ進入セハ愈更ニ其進歩ノ迅速ナルヲ豫徴セシム……  
(2)

この時の改革にともない、生徒の標準的な進級は次のようなつており、統計上は明治七年七月に本科生が誕生している。同年二月から十一月にかけて毎月文部省に差出されていた生徒数の統計に基いたものだが、その統計は進級試験の結果がすぐに反映されており七月の段階での進級先が書かれており、九月に制度改革を迎えてさらに等級が変更になったことが示されている。詳細は表1のようないに整理できる。矢印が右で定められた新しい等級への移動の道筋である。



豫科に降級された鉱山学豫科一級は、この時本科に進級していない。豫科が設けられたのは、法学及び理学であった。三月に本科から本科生の誕生は、『東京開成学校第二年報』（明治七年）に次のように書かれている。

此秋「明治七年秋」生徒本科二入ルモノ二十四人其中法学九人化学九人工学六人アリ各其課程ヲ履践シ専門学科ノ端倪ヲ窺知スルニ至ル之ヲ我国専門生徒ノ嚆矢トス是レ生徒進歩ノ一沿革ナリ(43)

豫科で学んでいた生徒が、いよいよ本科に進む時期が訪れた、と単純に解釈するしかない叙述だが、以上に示したことからみて、モルレーの建言に則った改革であることは明らかである。

そして、これを機会に、東京開成学校が「大学校」と自称し始めた可能性が高い。明治八年一月に編纂されたとみられる『東京開成学校一覧』に掲載された「東京開成学校規則」中の「学校ノ目的及編制」に次のような条文が現れる。

明治七年六月

明治七年七月

明治七年九月

表1 明治7年2月から11月にかけての（東京）開成学校の生徒数の推移

製作学教場は除く

矢印は生徒の標準的な進級異動を示す

工業学の9月の異動は不明の部分あり

「空欄」は原資料が未記入の部分

		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
法学	本科第三級						↗9	9	9	9	9
	豫科第一級	9 → 9	9	9	9	↗14	14	14	15	15	15
	豫科第二級	16 → 16	16	16	16						
理化	本科第三級(理化)							↗9	9	9	9
	本科第三級(工理)							↗6	6	6	6
	本科第四級						↗14	14			
	豫科第一級	20 → 16	16	16	16	↗15	15	15	15	15	15
	豫科第二級	18 → 14	14	14	15	↗12	12	12	16	16	
	豫科第三級	20 → 16	16	15	15						
	豫科第四級		2	2	2	2					16
工業学	豫科第二級										
	豫科第三級							↗21	21	21	21
	豫科第四級甲							↗19	19	19	19
	豫科第四級乙							18	18	18	18
	豫科第五級							26	25	25	
諸芸学	豫科四年下級						↗空欄	19			
	豫科三年上級	↗21	21	21	21	↗空欄	15				
	豫科六年級	↗33	33	33	33	↗空欄	13				
	豫科第六級甲	28									
	豫科第六級乙	23									
	豫科四年上級						↗10	10	13	13	13
天文学	豫科三年下級	↗7	7	7	7	↗10	10	10	17	17	17
	豫科三年下級	7				↗10	10	10	17	17	19
	豫科二年上級					2	2	2	16	16	26
	豫科二年下級	↗14	14	14	14						
鉱山学	豫科一年上級	11	↗16	16	16	16					
	豫科一年下級	20									
	豫科二年下級	9 → 10	10	10							
試験未済	豫科一年下級	19 → 19	19	19	19						
	合 計	246	245	245	245	217	195	195	274	273	283
天文学試験未済			14	14	7	6	26	26	9	6	6

出典：数字は『文部省往復』明治7年乙(東京大学史史料室保管A10)、585丁以下。

11月に諸芸学豫科二年上級が増えるのは、東京外国语学校から12名受入れたため（同簿冊、553丁）。進級移動については、同簿冊429丁以下、及び『東京開成学校一覧』（明治8年2月）53頁以下を参考にした。

## 学校ノ目的及編制

第一条 東京開成学校ハ文部省ノ所轄ニシテ諸科専門ノ生徒ヲ教育ス  
ル官立大学校ナリ<sup>(4)</sup>

教育に對応した幅広いものとなり、普通教育を受ける基礎学力のある生徒を受入れる体制を作り上げることとなる。

豫科の教育課程が普通教育化したとき、開成学校は、豫科最下級の入学者に対してそれに対応した基礎学力を求めることになった。

## 五 豫科から普通科へ

明治七年三月の建言以後、十年四月の東京大学豫備門の誕生までの二年余に、豫科の普通教育化がほぼ完了していると考えられる。

そして、到達点は、豫科の課程に對して明治九年七月に採用された「普通科」という名称に示されている。

ここでは、第一の仕組み、即ち豫科の教育課程の普通教育化が、前節で示した明治七年九月の改革に引き続き、どのように進められていつたかに注目する。

明治七年九月は、前述のように豫科第一級以外の生徒の科別編成の廃止が行われたが、八年九月には残された生徒の科別も廃止され、九年九月には豫科の名称が普通科に改められると共に、本科第一年に残されていた専門でない科目が豫科に降ろされる。

先にどのような豫科入学者を確保していたのか、という点にふれ、次に豫科課程の改革をたどることとしたい。入学試験の整備は、行わる教育の内実に直接関わる問題だからである。

## 豫科入学者確保の仕組み

豫科の入学試験科目は、明治八年一月に初めて規則化され、普通

今般官費生御規則御頒布ニ付而者専門語学共生徒欠員有之ニ付英仏独逸共下等語学第二級以上ノ學力ニ而入学志願之者ハ試験之上差許候間府県一般へ御布達相成度此段申上候也

六年十一月廿四日

田中文部少輔殿

追テ当校及ヒ外國語学校門外へも本文之儀揭示いたし可申候也<sup>(45)</sup>

伴 正順

第一 身體診査  
第二 國文読書  
第三 英語 口授剖記  
実驗会話 読方

第四 英文典 九品詞 文章論

第五 地理 東西南半球

第六 算術 分数比例 平方根 每百ノ割合

第七 歴史 万國史大意

ただ、官立英語学校の下等語学卒業者は最下級への無試験入学の特典が与えられており、同条と第五条に次のように書かれている。

第四条 文部省所轄ノ英語学校ニ於テ下等語学卒業ノ証書及当校ニ入

学スルヲ得ベキ免状ヲ所持スル者ハ入学試験ヲ要セス其餘ハ左ノ

試験ヲ受クベシ「以下科目名。右に掲げたものであるので略」

第五条 生徒前条ノ試験ヲ経テ上第ノ者ハ豫科最下級ニ入ラシム但シ

其学力優等ノ者ハ此限ニアラズ「……略……」

国書文章  
英語作文

地理図誌及地政

万國歴史大綱

算術及代数一次方程式

該当する英語学校は、東京英語学校、愛知英語学校、大坂英語学校、広島英語学校、長崎英語学校、新潟英語学校、宮城英語学校の七校で、無試験入学の場合は、豫科最下級に入学するというものであつた。

明治八年九月の入学では、百人以上の受験者中、合格者三十八人で、その内東京英語学校から来た者が二十九人であった。実際に規則通り無試験の扱いがとられたかどうかは確認できていないが、行われた試験科目は概ね規則どおりで、不合格者が多かつた理由は、

『東京開成学校第三年報』に「蓋シ其生徒所修ノ学一方ニ偏倚シ普

通ノ科ヲ践修セザル者多キカ故ナリ」と書かれている。<sup>(45)</sup> その記録により、豫科入学者にも幅広い学力を要求していたことを知ることができる。

明治九年九月の新学年は、各官立英語学校の下等語学科の卒業生も入学試験を受けなければならないよう規定が改められている。

その理由を記録したものが見つからないが、改められた以上、各官立英語学校卒業者の学力が必ずしも東京開成学校において期待していいた水準に達していなかつた状況が存在していたわけである。なお、「試験科目」も同年七月に改定されて「諸規則」第二章「入学」の第一条に次のものが掲げられている。

科目的細部に変更はあるものの、求めている領域の幅広さは前年と変わっていない。それは、後に明治九年九月の改革の部分で引用するこの年の「諸学科要略」中の歴史の冒頭の部分に「本校ニ入ル所ノ生徒ハ豫シメ万國歴史ノ大略ヲ領知セサルベカラズ」とあることからもうかがえる。

この時の入学者は、入学志願者が百十七人、試験に合格して豫科

最下級（即ち第三級）に入学の許可を得た者は七十九人であった。

人数が増加したのは、各英語学校の卒業者が入学するようになつたことが大きい。<sup>(55)</sup>

以上に示してきた二度の入学試験が示していることは、モルレーの建言以後の豫科教育は、普通教育に適応できる幅広い基礎学力を持つた者を入学させることによつて成立してゐたことである。

そうした基盤をもつて、豫科の教育課程の改革が進められ、豫科における教養教育が形成されたわけである。次にその過程を追つていくことにする。

#### 明治八年三月の進級

明治八年三月は、制度の改革はなく、半年進級制の豫科の進級があつただけであるが、本科の方が一年進級制であつたために制度上の不整合が表面化したと見られる。進級の標準的な様子を示した資料がないが、その前後に存在している等級は次のようになる。

(明治七年十一月時点) <sup>(56)</sup>		(明治八年五月時点) <sup>(57)</sup>	
法学本科	第三級	法学本科	第三級
理学本科	第三級	化学本科	第三級
理学本科理化第三級		工学本科	第三級
理学本科工理第三級		法学豫科	第一級
法学豫科	第一級	理学豫科	第一級
理学豫科	第一級	理学豫科	第一級
豫科 (理学)	第二級	豫科 (理学)	第二級
豫科	第三級	豫科	第三級
豫科	第四級甲	豫科	第四級甲

豫科	第四級乙	豫科	第四級乙
豫科	第五級	豫科	第五級
諸芸学豫科	四年下級	諸芸学豫科	第一級
諸芸学豫科	三年上級	諸芸学豫科	第二級
諸芸学豫科	二年上級	諸芸学豫科	第四級
鉱山学豫科	第一級	鉱山学豫科	第一級
鉱山学豫科	第一級	鉱山学豫科	第二級
鉱山学豫科	第三級	鉱山学豫科	第三級
鉱山学豫科	第五級	鉱山学豫科	第五級

二つの時点の豫科の上位の等級の人数を比較してみると、法学豫科第一級十五人は変らず、理学豫科第一級は十五人は十三人に減少、豫科第二級（実質的に理学）が十六人から十二人に減少している。即ち、以上から見て上位の等級ではほとんど原級留置きになつたらしい。それが本科の一年進級制の関係か、豫科生の学力の問題かは明らかでない。ただ、豫科を一年進級制へ変更する必要性を感じさせた可能性は高い。

なお、諸芸学豫科は明らかに進級が行われているが、それ以外でも、下位の等級では多少は進級が行われていたことが他の資料を読み合せると確認される。<sup>(58)</sup>

明治八年九月の改革と進級  
明治八年九月の改革では、法学、理学という生徒の科別編成が残っていた豫科第一級から、その科別がなくなっている。この改革

明治八年九月の改革では、法学、理学という生徒の科別編成が残っていた豫科第一級から、その科別がなくなっている。この改革

については文部省への伺いなどの記録が見つからないが、この時、等級制度が半年進級制が一年進級制に改められており、その際に最後の半年だけ残されていた科別を廃止してしまったものらしい。しかし、理由はどうあれ、その結果、豫科の課程が完全に普通教育化されてしまった。

豫科課程の一年進級制は、『東京開成学校第三年報』に次のよう書かれている。なお、この改革について文部省と往復した公文書は見いだせていない。

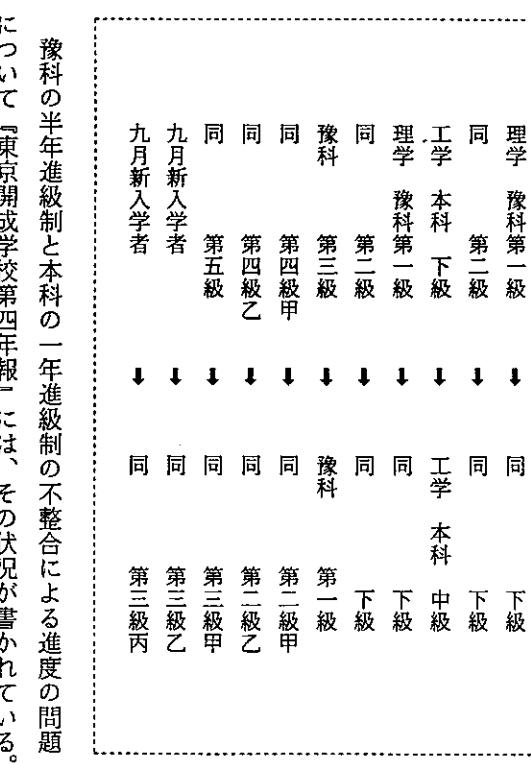
此月「九月」豫科等級表ヲ改メ豫科三年ヲ三等トス即チ豫科初年ヲ第三級トシ同第二年ヲ第二級トシ同第三年ヲ第一級トス而シテ各級生員ノ多寡ニ由リ之ヲ甲乙丙等ニ分ツラ例トス

改められたのは「豫科等級表」だけであつたらしく、新しい豫科課程は見出せない。

この時の進級は『東京開成学校第三年報』によれば次のようにあり、進級前にあつた法学生豫科第一級、理学豫科第一級、理学豫科第二級（法学生徒がいなかつたため、理学豫科扱いされた）は、進級後には科別のない豫科に改められていることが見て取れる。

進級前 明治八年九月進級後

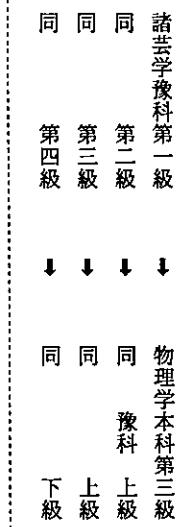
法学 本科 下級	↓	法学 本科 中級
同 豫科第一級	↓	同 下級
化学 本科 下級	↓	化学 本科 中級



こうした状況が一年進級制への移行を促したものであると考えられる。

ところで、諸芸学科（フランス語）はこの時に物理学科（フランス語）に改められ、また鉱山学科（ドイツ語）は廃止されている。

両学科は、同校が明治六年四月から英語のみで専門教育を行うことが決定されたことにより、経過措置として特設されたものであったが、この時点でさらにそれぞれ物理学科と化学科に再編成されることなり、化学科を志望する者が非常に少なかつたため結局物理学科のみが設けられた。諸芸学科の進級は次のようになつて<sup>(註)</sup>いた。



### 明治九年九月の改革と進級

明治九年九月から始まる学年では、豫科はさらに充実した普通教育の課程を持つことになり、「豫科」という名称も「普通科」に改められた。豫科と本科の関係は、教育課程の面では、この時点ではモルレーの建言どおりになつたといえる。

明治九年九月の改革は、専門科に属さない心理学・脩身学等を本科課程中から豫科課程中へ移すものであった。モルレーの建言以来の普通教育化がより徹底されたことができる。それとともに、豫科課程中から文典復習（第六級英語学）・口授割記（第六、五級英語学）・算術復習（第六級数学）・地政（第六級地理学）等のよなものが除かれるが、それは「本校生徒之業逐日進脩シ且ツ各英語学校迄進送生徒之如キモ其学力次第進歩」（七月五日付け開第

百三十七号伺い、七月十二日付け学第千七百七十五号で「同之通」）しているためとされている。

豫科（普通科）課程には次のような科目名があがっている。科目名だけからでは普通教育としての性格が読み取れないものについては、（ ）内に内容を示した。

第三年第二期	物理学（万有物理、星学）、数学、理学（脩身学）、化学、博物誌、画学
第三年第一期	英語学（論理及論文）、数学、理学（心理学）、物理学、博物誌、画学
第二年第二期	英語学（論理及論文）、数学、史学、経済学、物理学、博物誌、画学
第二年第一期	英語学、数学、史学、物理学、博物誌、画学
第一年第二期	英語学、数学、史学、博物誌、画学
第一年第一期	英語学（修辞、作文）、数学、地理学、史学、博物誌、 画学

豫科（普通科）課程の内容は、『東京開成学校一覧』（明治九年）中の「諸学科要略」<sup>(註)</sup>に記録されている。普通教育という性格が明確に現れている部分は修辞学、論理学、史学、修身学、物理学及び画学で、次のとおりである。いずれも理系、文系を分けずに共通して課されている。

修辞学及び論理学は英語学の一環として「第一 英文学 修辞学 論理学」中に説明されている。

修辞学ノ科ハ一論題ニ闇スル引証又ハ推理ノ正シキ布置法、并ニ散文

体ノ潤飾法、言語ノ用法、文詞ノ美妙論、語氣論、趣味、批評、等ヲ

講ス

論理学ノ科ハ演繹帰納ノ両論法ヲ課シ時々辨論術ノ歴史ヲ講説ス

史学、心理学及び修身学は「第一 史学 理学」として一括して

次のように説明されている（振り仮名省略）。

## 第二 史学 理学

本校ニ入ル所ノ生徒ハ豫シメ万国歴史ノ大略ヲ領知セサルベカラズ  
入校第一年ノ初期ニハ「スチュードント、ヒューム」ヲ以テ教科書ト  
做シ英國史ヲ研究スヘシ而シテ其第二期ニハ「チエムブル」氏ノ仏國  
史ヲ研究スヘシ且ツ問題ニ応シテ論文ヲ作ルベシ

第二年ノ間ハ全ク史学理論ニ從事スベシ教授講義ヲ以テ史上ノ形勢ヲ

論スルトキハ生徒其主意ヲ書取り而シテ之カ論文ヲ作ルベシ

第三年ノ初期ニハ心理学ヲ課シ而シテ第二期ニハ修身学ヲ課ス生徒ハ  
教科書トシテ「ドクトルヘブン」氏所著ノ書ヲ用フト雖トモ又自己ノ  
解剖分類ヲ以テ其説ヲ述べ又論文ヲ作り而シテ批評スベシ

物理学は、「第四 物理学」の説明中に豫科（普通科）で物理学  
を課する目的が次のように書かれている。

普通科ニ於テ物理学ヲ課スル目的ハ生徒ヲシテ世ノ学者殊ニ術芸家タ  
ル者ノ知ラスバアル可ラサル物理ヲ學ハシムルニ在リ……

また、「第九 画学」では、豫科と本科のそれぞれで教える内容  
の違いが示されている。

普通科学期中ニ授ル所ノ画学ハ第一年及ヒ第二年ニ専ラ自在画法ヲ教  
ヘ而シテ第三年ニ用器画法ヲ教フ

工学生徒ハ専門科ニ至テ其學術ニ関係シタル図画ヲ學習セシム……

こうした科目内容がモルレーの建言に合致していることは自明で  
ある。それはまた、東京開成学校が東京大学に改組される直前の明  
治十年一月十五日付けの文書（開第十八号。四月五日「同之通」）  
に、豫科（普通科）の性格について次のような表現が見られるこ  
とからも裏付けられる。明治九年末の規則の発行を学校長補から文部  
大輔宛てに伺つた文書の追伸である。

且ツ從来豫科本科ノ称アリ而シテ昨「明治九」年七月釐正ノ課程經司  
ノ際已ニ豫科ノ号ヲ改メ普通科ト為スヲ許サル故ニ今又本科ノ号ヲ  
專科ト改メントス蓋シ本校豫科ノ課程ハ單ニ専門ノ豫科ヲ課スルニ  
非ラス専門ニ入ルノ前其法学化學工學ヲ志ス者ニ係ラス先ソ普通ノ科  
即チ文學數學博物學物理學化學等ヲ課スルヲ以テナリ

文書中の「本校豫科ノ課程ハ單ニ専門ノ豫科ヲ課スルニ非ラス」  
という表現は、明治七年九月の改正以来豫科課程に一貫している性  
格を示したもので、モルレーの建言の第一、第二に示されている枠  
組みの言い換えであるといってよいだらう。

明治九年九月新学年の進級は、記録した公文書が見当たらないが、

『東京開成学校第四年報』及び『東京大学法理文三学部第五年報』の外國教師申報、「生徒人員表」等の記述と後の卒業者の名簿などから標準的には次のようにあったと推測できる。<sup>(22)</sup>

明治八年九月開始学年			明治九年九月開始学年		
法学	本科	中級	法学	本科	上級 (進級者なし)
同	同	下級	同	中級	
化学	本科	中級	↓	化学	本科 上級
同	同	下級	↓	同	中級
豫科	豫科	第一級	↓	豫科	中級
同	同	第二級甲	↓	同	下級
工学	本科	中級	↓	同	下級
豫科	豫科	下級	↓	（海外留学のため全員退学）	
同	同	第二級甲	↓	工学	本科 中級
豫科	豫科	第一級	↓	同	下級
同	同	第二級乙	↓	豫科	第一級 (甲乙不明)
豫科	豫科	第三級甲	↓	同	第二級 (甲乙不明)
同	同	第三級乙	↓	同	第二級 (甲乙不明)
同	同	第三級丙	↓	（進級の対象となつたか疑問）	
新人学者	新人学者	↓	同	第三級 (甲乙不明)	

なお、物理学科（フランス語）の進級は次のとおりであった。

豫科第二級甲生徒ハ之ヲ豫科一級ニ進級セシメスシテ直チニ本科ニ進入セシムルノ目的ニテ学年ノ終リニ試験ヲ受ケシムヘキハ校議既ニ決スル所ナリ。<sup>(23)</sup>

準を評価して進級が分けられていたことを知ることが出来る。

物理学科に対する豫科の名称が普通科に改められていないが、それは、物理学豫科については教育課程が改められなかつたからである。さきに引用した明治十年一月十五日付けの文書中の普通科についての説明の部分に引き続き「但シ物理学（仮）及製作学ノ豫科ハ此例ニアラスシテ其号從前ノ如シ請フ前陳宜シク取捨アランコトヲ」と書かれている。

## 六 本科への連絡関係の仕組みの形成

豫科第二級生の進学が、甲は本科第一年へ、乙は豫科第一級へとなつてゐるが、その点については、『東京開成学校第四年報』中の博物学教授マッカーテー氏の申報に次のような記述がみられ、学力水

モルレーの建言以後、明治十年四月の東京大学の誕生までの間は、豫科と本科の第一の仕組み、つまり豫科の普通教育化と並行して、第二、第三の仕組みの形成・整備も進んだ時期である。ここでは、

第一、第三の仕組みの形成について述べることとした。

本稿では、モルレーの建言に基づく基本的枠組みを実現し維持するものとして構築された仕組みを三つに分けて捉らえており、既に前二節で、その第一の普通教育化について述べてきた。

第二の仕組みは、豫科を卒業していない者の本科進学の条件として、豫科課程全部の修了が必要条件として明文化されたことである。即ち、本科へ外部の教育機関を経て入学するための条件も、やはり豫科修了者と同様に普通教育修了に置いている。また第三の仕組みは、豫科を卒業しても本科へ進学しないものの存在を許容したことである。これにより、他の教育機関への進学の途も許容されることが明示され、豫科の教育課程は自己完結した姿を持ち、大学の教育課程からの独立性が強化されたと考えられる。

第一、第三の仕組みは、進学の、いわゆる連絡関係に相当し、豫科が普通教育である、という第一の仕組みは、この二つの仕組みによって支えられていたと捉えられる。なお、第一の仕組みは、後の高等学校卒業検定試験合格に対応し、第三の仕組みは高等学校卒業後、別に大学に進学することが強要されなかつたということに対応するものである。

筆者は、形成された三つの仕組みが、旧制高等学校と旧制大学の関係の原初形態であると捉えているが、その見方を補完するためには、東京開成学校本科が大学レベルであつたことを、本節の最後に確認しておくこととしたい。

## 本科進級の水準と要件

豫科の修了を本科進級の必要条件としたことは入学規則ばかりではなく、入学者募集の広告中にも明記された。それによつて、豫科の普通教育化は、本科への連絡関係において実効力をもつたと考えられる。

明治八年九月の入学者に適用される予定の入学規則はすでに引用したが、その条文第四、五条中には、最下級より上の級の入学について「但シ其学力優等ノ者ハ此限ニアラス」と書かれていただけで、本科の入学に対して、豫科の課程を終えた学力を有していることが試験で確認されるようには書かれていない。

明治九年九月から施行される「諸規則」中の幾つかの条文からは、豫科（普通科）を経ずに本科へ入学するには、豫科の修了と同等であることが試験によって確認されなければならないことが見てとれる。

第十一章「諸学科課程」の第一条は、豫科生（普通科生）が本科に進級する際に及第の必要な科目を明記したものである。

第一条 普通科課程中ニ載スル英語、歴史、物理学、化学、博物学、  
画学ノ試験ヲ経及第ノ者ニアラサレバ専門科ニ進入スルヲ許サス

試験の及第が求められた科目の領域は、普通教育の趣旨にそつた幅広さを持っている。

普通科を経ずに本科に入學を希望するものに、右に示された各科目、またはそれを含むさらに多くの科目の試験が課される」とは、

次の二つの条文からいかがわれる。

suitable class.

「いは、回じ「諸規則」中の第11章「入学」の第三条で、最下級以外に入学する場合、普通科入学試験の全科目に及第した上で、その級で修得済みとなつてゐる科目の試験に及第する」とが必要である。これが明記されてゐる。この部分は英文版規則の方が意味が明瞭なので、英文も掲げる。

第三条 上等ノ級ニ入学志願ノ者ハ先ツ第一条ニ記載スル科目「普通科入学試験科目」ノ試験ヲ経而テ其入ラント欲スル級ニ於テ修修スル諸科ノ試験ヲ受ケシム

3.- Applicants for admission to an advanced standing, besides being examined upon the subjects named in Article 1, will also be examined in the subjects of study already passed over by the class which they desire to enter.

「いは、他の第十一章「諸科課程」の第三条である。同様の理由で英文版も掲げよう。

第三条 入学試験ニ及第ノ者ノ普通科第三級トシ普通科第一年ノ課程ヲ修修セシム但シ学力高等ノ者ハ更ニ試験ヲ受ケ適当ノ級ニ入ルトキス

3.- Students, after having passed the entrance examinations, will form the third general class, and pursue the studies of the General Course in the first year; but in case any are able to pass the requisite examination, they may be admitted into another

入学者募集の広告とその関連の記録も同様に、豫科出身でない本科進学者に豫科修<sup>(45)</sup>トシ回等の学力を求めていたことを示している。明治八年九月から始まる学期の入学者の公告（明治八年七月付け）は、おもに豫科入学を対象としたもので、本科進学の要件は明示されていないが、同年十月十八日付けで行った臨時入学者募集の広告は次のようなもの（起案文書による）だ。本科進学志望者に対して但し書きがあり、本科を履践する学力があつても、それを試験して確認しなければ入学を許可しないことが明記されている。

今般当校本科豫科各級左ニ掲載スル如ク缺員アルニ付学力其級ニ応スル者ハ試験之上入学ヲ許すべシ故ニ入学志願之者ハ来ル十一年十五日限り曾テ学ヒ得タル学業明細書ヲ以テ申出ヘシ  
但シ本科ヲ履践スベキ学力アルモハ豫科普通ノ学科ヲ卒業セシモノム且教シ先ツ之ヲ試験スベシ

翌九年二月付けの臨時入学者募集広告の場合ば、起案文書「明治九年第三月生徒募集新聞紙掲載案」の段階で、その次の部分がまとめて抹消されている（――は抹消、――はその抹消前の書き込みの際に抹消した部分。「」は書足した部分。併れも墨筆）。しかし、方針に変更がなかつたのは、前後の状況から見て明らかである。

今般本校豫科本科〔及シ〕豫科共各級左ニ通り欠員有<sup>(46)</sup>〔ノアル〕

二付年齢十五以上二十一以下ニシテ英語ヲ以テ左ニ掲クル科目ヲ習得シ現今在校ノ生徒ト相対スル学力アルモノハ試験ノ上入学ヲ許スベシ故ニ入学志願ノ者ハ曾テ学ヒ得シ科目ノ明細書〔ヲ〕和英両文書〔二テ〕認メ來ル〔丰〔四〕月王十〔五〕日申リ「限り」申マガ本校ニ申出ツ可シ

但シ〔直ナト本科志願〕〔二十人学セント欲ヌル〕者ト雖往豫科

科用ノ概略ヲ試験スベシ且本校ニ於テ学力不充分モト明細表上手就キ認ムルキト車上其用細書ヲ還付シ入學ヲ許サドルベシ

但普通科ノ学修ノミヲ主旨トスル者ハ卒業ノ後直ニ退学スルヲ許ス尤モ給賞生ハ此限ニ非ス

明治九年三月  
〔各級次員〕「学科目概略」〔略〕  
東京開成学校書記

「」のような仕組みは、専門教育に対応しただけの学力を持つた人達の本科進学を排除する仕組みであり、普通教育化した豫科課程を学校が必要不可欠のものと捉えていたことを示すものである。

この仕組みは、明治十年四月の東京大学誕生後にも引きがれた。

明治十二、三年分の『東京大学法理文学部一覧』（明治十三年三月十三日出版御届）に掲載された「東京大学法学部理学部文学部諸規則」中の「○第四章 入学」の第三条は次のようになっている。

本科進学を要求しない考えが生れたのは、東京開成学校の時代に遡り、次の二点にそれが現れているように思われる。一つは、豫科課程が本科課程と独立した自己完結したものとなっていたこと、もう一つは、豫科が他の高等教育機関への進学者をも養成するという発想があつたことである。また、そうした発想を生み出す土壤とし

第一の、豫科修了者に本科進学を要求しない仕組みは、規程に明記されるのは、東京開成学校が東京大学に改組されて以降のことである。最初に現れるのは、明治十年九月に試行的に定められた「東京大学豫備門 学科撰定規則」で、東京大学豫備門の性格の説明に統く但し書に次のように書かれている。

第三条 本部第一年級ニ入ルヲ許スヘキ者ハ豫備門卒業ノ者若クハ然ラサルモ該門ニ於テ試業ヲ施シ之ニ等シキ学力アリト認ムル者ニ限ルヘシ

自己完結した課程

て、豫科を別学校として東京開成学校から分離するという構想が生れる状態があつたことをあげることができる。

前者については、これはこれまで述べてきたような豫科の普通教育化からは、当然の帰結であり、改めて述べる必要はないであろう。特に明治九年九月からの学年では本科の専門教育と豫科の普通教育の分離はほぼ完成しており、普通教育の内容が本科に全く持ち越されなくなるからである。

後者については、本科へ進学しないことを許容すべきか否かについて、二つの対立する立場があつたとみられる。

豫科修了のみで他の学校に進学することが好ましくない、という考え方を示す文書として、明治五年五月二十九日付けの南校から文部省への同「当校生徒之義ニ付伺」(起案文書)がある。文部省が大학교を設立する見通しがないため、司法省の学校明法寮(司法省法学校、東京法学校を経て明治十八年九月に東京大学法学部に合併)<sup>(13)</sup>に生徒が流れてしまうおそれが指摘されている。

……未タ何レノ地ニ大学ヲ設クルヤ何レノ學則ヲ立ルヤ衆生徒未タ之ヲ知ルヲ得ス故ニ生徒孤疑ヲ生シ方向ニ惑ハサル能ハス今其一例ヲ舉

クルニ當今司法省ノ如キ教師ヲ招キ學校ヲ開キ以テ法律科ヲ教ル「ヲ

布令セリ是ヲ以テ當校上等ノ生徒ニシテ殆ント普通科ヲ畢ラントスル者ニ至テハ志ヲ動カシ法律有志ノ者ハ當校ヲ去リ彼ノ校ニ入ラントシテ退学ヲ願フ者比々之レ有り然レトモ現今本省ニ統一<sup>(14)</sup>学校中ニ於テハ生徒有志ノ科ヲ学ブヘキ道ナケレハ強ヒテ之ヲ拒ク能ハサル所アリ若シ大學校ヲ設ケ普通科ヲ畢ルヲ待テ之ヲ教ユルノ法既ニ確立セハ生徒

豈ニ當校ヲ去テ他ノ學校ニ就クモノアランヤ<sup>(15)</sup>

豫科生を、必ずしも同校の本科に進むだけではないとしてもよいのではないか、というもう一つの発想は、明治七年四月頃の文部省との往復文書に現れている。明治七年四月前後の官立学校受業料の一律廃止の提案とその文書往復の過程で現れたものである。提案は、文部卿から受け入れられなかつたが、明治七年五月八日付けの開成学校の再提案(同五十四号、起案文書)には、他の学校との兼合いの問題に関して、「先ツ當校丈ノ処官費自費ノ別ナク一般ニ受業料相廢シ學術ヲ進修セシメ人材ヲ陶鑄スルノ基礎學校ト見做候ハ、敢テ他學校一般ノ障碍トモ相成間敷」と述べている部分がある。<sup>(16)</sup>即ち、開成学校を「學術ヲ進修セシメ人材ヲ陶鑄スルノ基礎學校ト見做」する仕組みを立てることを意味している。

受業料の問題を扱つたこの同いは、モルレーの建言とは独立したものであろうが、右の「基礎學校」という発想は、モルレーの建言の豫科と本科の明確な区別と矛盾するものではなかつたと考えられる。

次に、豫科を本科から独立した学校とする構想だが、その構想は、豫科の教育課程が本科と不連続なものとなつたことからいって、あって当然と考えられるものである。つまり本科進学を要求しないという発想とどちらが先というものではないが、相互に促進、あるいは依存するものであった可能性が十分にあると思われる。

東京開成学校は、明治九年三月付けの『東京開成学校第三年報』明治九年）末尾の「将来学業進歩ニ関スル要件」の欄で、東京開成学校の普通科二カ年の課程を本科から分離して別の学校にする構想を述べている。そして、豫科を担う学校の形態として、従来の豫科をそのまま独立させた姿が構想されており、「向後本校ニ於テ諸科専門ヲ増設セント欲セハ先ツ別ニ普通豫科ノ教育ヲ專担スル所ノ學校ヲ設置シ本校現今ノ普通豫科三年ノ課程ヲ之ニ移シ該科ヲ践脩セシメ以テ専門ニ入ルベキ者ヲ陶成セシムルヲ要ス」と書かれている。<sup>(16)</sup>

### 本科と大学

以上のようにして、豫科から本科への連絡関係は構築された。その関係は、後の旧制高等学校から旧制大学への入学の連絡関係の原初形態といえるが、構築されたのは東京大学誕生以前の時代のことであるので、本科が大学レベルであったと筆者が判断する根拠をかかげておくべきであろう。次の三点をあげておきたい。

一つ目は、明治七年九月に始まつた本科が、東京大学誕生後もそのまま大学の課程と位置づけられていることである。明治七年九月に誕生した本科生は明治十年七月に誕生したばかりの東京大学法理文学部の卒業生とみなされた。それは、豫科で受けっていた教育が普通教育でなかつたとはい、教育課程や教員の体制が全体として連続していたと判断されたからである。『東京大学法理文学部第五年報』の叙述の中に次のような部分がある。

……今ヨリ三年前〔明治七年九月前後〕法化工三学ノ教規即チ現行ノ  
……今ヨリ三年前〔明治七年九月前後〕法化工三学ノ教規即チ現行ノ  
……今ヨリ三年前〔明治七年九月前後〕法化工三学ノ教規即チ現行ノ

課程ヲ制定シ其教授ヲ聘雇セシ以来生徒ノ方向初メテ確定シ各一科専門ニ從事スルヲ得竟ニ今日其学ノ成る者ヲ見ルニ至ルハ豈國家ノ為メニ慶セザルヲ得ソヤ

最初に誕生した本科生は二十四名であつたが、そのうち二十一名が文部省派遣で海外留学していただため卒業者は僅かに三名であった。二つ目は、本科教育とはいかなるものか、ということについて、「端倪ヲ窺知」<sup>(17)</sup>するところから始まって「蘊奥ヲ究メシムル」に至る、というような理念的な形の表現が生れていたことである。

その「蘊奥ヲ究メシムル」という表現が現れているのは、明治八年七月十六日付で東京開成学校長補浜尾新から文部大輔田中不二磨殿に宛てた教則案の伺い中である。同文書は、諸芸学科を止めて物理学科に改め、鉱山学科を止めて化学科に改めるに際して東京開成学校側から要望を述べたものである。本科卒業までの期間を短くしてしまえば、教育が不十分となつて惜しむべき結果となるので、教育課程を延長して「蘊奥ヲ究メシムル」ようなものとしたい、といふ趣旨のものである。

……其レ物理学ヲ究ムルニハ微分積分等ノ高尚ナル算術ヲ研精セサル可カラス又化学ト雖比之ヲ学フニ缺ク可カラサル科目アルヲ以テ繰力ニ二三年間之学期ヲ設ケ浅ク其業ヲ卒ヘシムレハ其期僅カニ一二年ノ短キカ為メニ至厚ノ教養を能ク其功益ヲ奏スルニ足ラス生徒モ能ク其學術ヲ実用ニ供スルニ足ラサルハ実ニ惜ム可キモノト云フベシ殊ニ旧設ノ学ヲ止メ新置ノ科ニ就カシムルハ則チ其多枝ニシテ端倪ニ卒ルヨ

リモ其一枝ニシテ蘊奥ヲ究メシムルニアルヲ以テ今設クル所ノ物理及  
化学科程ヲ卒ルニ及フヤ其一科ニ於テハ充分之ヲ伝授シ或ハ之実用ニ  
共スルヲ得ベキ有用ノモノタラシメンヲ期ス…<sup>(8)</sup>

文書中のこの表現は、モルレーの建言の第一、第二に示された豫科と本科の明確な区別が、普通の学を修める豫科と、「蘊奥ヲ究メシムル」本科との組合わせとして成立しているという形で、理念的に整理されていたことを示している。

また右の文章中には、諸芸学科のままでは学問が「端倪ニ卒ル」という表現が見られる。この「端倪」という表現は、さきに引用した『東京開成学校第二年報』中の叙述にも見られるもので、明治七年九月に初めて誕生した本科進学者について「専門学科ノ端倪ヲ窺知スルニ至ル」と書かれていた。<sup>(9)</sup>つまり、本科の教育課程は、専門学科の「端倪ヲ窺知」させるところから始まり、最終的にはその「蘊奥ヲ究メシムル」に至るものである、という表現を持つに至つていたわけである。

「蘊奥ヲ究メシムル」という表現は、明治十九年三月一日公布の帝国大学令の第一条「帝国大学ハ國家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ究めスルヲ以テ目的トス」に発展するとみてよいだろ。勿論、この公文書では教育的側面から「蘊奥」を究めるという表現が用いられているのに対して、帝国大学令の表現には学術研究機関としての大学の役割が込められているという違いはある。しかし、そうではあっても、大学における学術・教育のあり方についての旧制高等学校と旧制大学の関係の起源が、東京開成学校の豫科と

既に基本的な理念が捉らえられていたとみることができる。

三つ目は、本科の水準が、つねに欧米の大学を意識して設定されていたことである。

そもそも本科の創出の源泉となつたモルレーの建言が、英米の大學生をモデルにしたものであつたと考えられる。すでに述べたように、明治七年九月から施行された教育課程は、「英米大學ノ規程ニ準拠シ其宜キヲ折衷シ」て定められたものであつた。以降も改革にあたって、英米の水準が留意されていたと考えられる。

また、外国留学生の留学先での様子も、その水準を判断する基準となつていていたと考えられる。『東京開成学校第四年報』は、明治九年に英國及びフランスへ派遣した留学生計十名、及び前年米國へ派遣した留学生がいづれも現地の大学で試験に合格していることにふれ、「西二年来改定ノ教科授法ノ正当ヲ去ル遠カラサルヲ徵スルニ足ルヘキナリ」としているのである。

## 七 東京大学豫備門への継承

### 継承の解釈をめぐって

本科を専門教育、豫科を普通教育とする東京開成学校で採用された基本的枠組みは、明治十年四月の東京大学誕生後、東京大学豫備門と東京大学法理文三学部の関係に概ね継承された。そのことを示すことが、次に應えるべき課題である。それによって、初めて、後の旧制高等学校と旧制大学の関係の起源が、東京開成学校の豫科と

本科の関係に遡ることが確認されるからである。

これまで本稿で述べてきたことは、本稿の課題の前半に対応したもので、明治七年三月のモルレーの建言に基づく基本的枠組みを実現し、維持する仕組みが形成されたことである。即ち豫科課程が普通教育化され（第一の仕組み）、また、それを支える本科への進学の連絡関係として、普通教育の修得が本科への進学の要件とされ（第二の仕組み）、かつ豫科は教育課程が自己完結性の強いものとなつたこと（第三の仕組み）であった。

本節では、課題に応えるために、第一の仕組みの継承を明らかにする。第二及び第三の仕組みについて、すでに前節に示されているが、就学年限の変更がある関係で第三の仕組みの継承についても言及する。

なお、第一の仕組みが継承されたという捉え方は、従来の研究が指摘してきたことと異なっている。これまで、東京大学豫備門の教育課程は、東京英語学校の下等語学科の二、三年と上等語学科の一、二年の教育内容を再編したもの<sup>(52)</sup>、あるいは東京英語学校と東京開成学校豫科の課程を「微妙に組みあわせて編制した」ものと捉えられてきているのである。

東京大学豫備門の教育課程がそのように作られたものと捉えられてきた原因是、大学の修業年限が一年延長され、前年に豫科（普通科）に下ろされた普通教育の内容が大学の第一学年に戻されたことにあるのではないか、と思われる。勿論、東京大学豫備門が東京英語学校を母体として誕生した、という印象が強いことも一因である

う。その印象は、恐らく東京大学豫備門の設置を伝える文部省の達文書が「東京英語学校自今東京大学豫備門ト改称東京大学二附属セシメ候条此旨相達候事」（明治十年四月十二日付け、東京大学法學部、理學部、文學部宛て）であったことによつている。しかし、そのような印象を拭い去つて教育課程を検討しても、豫科と本科の区別という基本的な理念を知らなければ、大学一年次に置かれた普通教育科目の存在に惑わされて、東京開成学校から継承された枠組みの存在は読み取れないと思われる。

豫科組織の東京大学豫備門への転換は、明治十年四月と同年九月の二つの段階に分けて行われた。最初に行われたことは、東京英語学校の年限と東京開成学校豫科の年限を足し合わせる合体である。従来の両校の連絡関係を踏襲する形が取られ、教育課程も従来のままとされた。二度目の方は、実質的な統合というべきもので、教育課程を改め、また豫科（東京大学豫備門）と本科（東京大学）の連絡関係を改め、東京大学豫備門の最上級を大学一年とし、大学の年限を一年延長して四年制としている。東京開成学校からの継承を読み取ることを困難にしているのは、こちらの統合である。

教員についても、四月の合体の時は授業の受持ちの変更は行われず、同年七月までの学年は、旧東京開成学校側の教師は、従来の豫科（東京大学豫備門）の生徒の授業を引き継ぎ担当したが、九月からは学部所属の教師は東京大学豫備門から分離され、授業を担当しなくなつた。<sup>(53)</sup>

明治十年四月の合体

四月に行われた合体は、年限についてみれば、従来の連絡関係をいかしたもので、東京開成学校豫科の教育をそのまま東京大学豫備門で行わせるものであった。この時点では、名目が変わつただけで、実態はなにも変わつておらず、継承の問題は先送りされた形であった。

従来の標準的な連絡関係は、東京開成学校豫科の最下級に、全国の官立英語学校全七校から、おもに下等英語科卒業者が入学するというものであった。東京英語学校もそのうちの一校であった。

東京英語学校は、明治七年十二月東京外国语学校から英語教育の部分を分離して誕生した学校だが、以来、東京開成学校豫科への進学校に近い状況となっていた。明治八年九月の入学では、東京開成学校の百人以上の受験者中、合格者三十八人、その内、英語学校出身者は三十人で、東京英語学校出身は二十九人であった。<sup>(8)</sup> 明治九年九月の入学では、百十七人の志願者中、合格者七十九人、その内英語学校出身者が七十五人、東京英語学校から來た者が三十七人であつた。<sup>(8)</sup>

明治十年四月の合体の際には、直前に東京英語学校と大坂英語学校以外の五官立英語学校が廃校となつたため、他の英語学校との連絡関係を考慮することなく、右に述べた過去二年間の連絡関係をそのまま固定することが可能であった。

東京開成学校豫科は、東京英語学校の下等英語学科の上に位置づけられ、豫科が第一、一二、三級、東京英語学校下等科が第四、五級及び級外生とされた。東京英語学校の上等科は、生徒がいないかい

ないに近い状態であったので、合体にあたつて殆ど影響がなかつた。東京英語学校と東京開成学校豫科の等級の割振りは次の文書に示されている（開第式百五号。起案文書による）。

今回本學ニ法理文三學部ヲ置カレ且ツ東京大學豫備門ヲ屬セラレ候ニ付從前設置之法學科ハ法學部ニ化學科工學科及物理學科（仮）ハ理學部ニ屬サシム仍テ各科外國教授ヲ各部ニ配入スル左之如シ

○法學部教授

……〔略〕……

○理學部教授

……〔略〕……

○文學部教授

……〔略〕……

前条ノ如シト雖任理學部教授パーソン氏、ウィルソン氏及文學部教授サイル氏、ホーテン氏ノ四名ハ旧ニ依リ豫備門生徒ヲ教授セシム……〔略〕……從前設置ノ普通科ハ東京大學豫備門ニ合併セシメ該門課程ヲ定ムル左ノ如シ

○豫備課程

豫備門第一級甲	同	同	從前ノ普通科	第一級甲
第二級甲	乙	同	第二級甲	乙
第三級甲	乙	同	第三級甲	乙
豫備門第三級甲	同	同	從前ノ普通科	第三級甲
第四級一	丙	同	丙	乙
第五級一	同	同	旧東京英語学校下等第一級一	同

下等第二級一  
二

第五級一  
二

六五四三二

同同同同同同同同同同同同同同同同

豫備門級外第一級一

二

第二級一  
二

五四五三二

同同同同同同同同同同同同同同同同

豫科

五四五三二一三二一二六五四三二

右之通候條此段及御届候也

明治十年四月廿一日

東京大學三學部

綜理加藤弘之

文部大輔田中不二麿殿<sup>(82)</sup>

なお、東京英語学校は、東京大学豫備門となる直前の明治十年二月、従来の半年進級制を一年進級制に改めているため、このような対応となつてゐる。

この段階では、教育課程も授業担当者も変更がなく、東京開成学校で形成された豫科と本科の関係は、すくなくとも東京大学豫備門の上位三級においては従来どおりであった。

#### 明治十年九月の統合

明治十年九月の統合では、従来の豫備門の最上級が大学の一学年に組込まれ、代りに大学は一年延長されて四年間の課程とされた。

この時に、それまでに形成されていた豫科と本科の基本的な仕組みが継承されたことで、明治七年に採用された基本的枠組みが保存され、後の旧制高校と旧制大学の関係の基盤となつたと考えられる。仕組みのうちの第一のもの、すなわち普通教育化された教育課程の継承は、年限変更と絡めて行われた。年限は次のように改められ、

改正前後の課程は、級外生を除くと次のように対応している。

十年四月まで	↓	十年四月	↓	十年九月
本科第三年		大学第三年		大学第四年
本科第二年		大学第二年		大学第三年
本科第一年		大学第一年		大学第二年
普通科第一級		豫備門第一級		大学第一年
普通科第二級		豫備門第二級		豫備門第一級
普通科第三級		豫備門第三級		豫備門第二級
下等英語科第一級		豫備門第四級		豫備門第三級
下等英語科第二級		豫備門第五級		豫備門第四級
下等英語科第三級				

教育課程の内容は、豫科は普通教育であることが繼承され、しかし、一方で年限変更に対応して、大学第一学年もまた普通教育を主体としたものに改められた。

ある。

#### 豫科（豫備門）の内容は、

「東京大学豫備門学科撰定規則」（明治十年九月三日付同い、同月八日付「申陳之通」）では、「東京大

学法学部理学部文学部ニ進ムカ為メノ豫備科ニシテ博ク普通ノ課目ヲ履修セシムル者トス」とされており、次のような科目名があがつてゐる。

第四年第二期	英吉利語	数学	経済学	物理学	化学	画学	和漢書
第四年第一期	英吉利語	数学	物理学	動物学	画学	和漢書	
第三年第二期	英吉利語	数学	史学	植物学	画学	和漢書	
第三年第一期	英吉利語	数学	史学	生理学	画学	和漢書	
第二年第二期	英吉利語	数学	地理学	史学	画学	和漢書	
第二年第一期	英吉利語	数学	地理学	史学	画学	和漢書	
第一年第二期	英吉利語	数学	地理学	画学	和漢書		
第一年第一期	英吉利語	数学	地理学	画学	和漢書		

#### 法学部第一年

英吉利語 論理学 心理学 和漢文 仏蘭西語

#### 理学部第一年

英吉利語 論理学 心理学 数学 重学 化学 金石学 地質学 画学  
和漢文

#### 文学部第一年

英吉利語 論理学 心理学 和漢文学 仏蘭西語或日耳曼語

第一年の教育課程は三学部の科目とも、普通教育を含む構成となつてゐることは明らかである。また、いずれにも現れる心理学は前年九月から豫科（普通科）第一級に下ろされていた内容である。

豫科と本科の区分が普通教育と専門教育の区分に対応しなくなつたことは、豫科と本科の関係の基本的な仕組みの第三のもの、すなわち豫科課程の自己完結性が弱まつたことを意味している。それは、新しく学部第一学年に配当された普通教育科目の多くが、第二年以上の専門を担当する教師が受持つことになつたことにも現れている。例えば、明治十年九月から十一年八月にかけての一学年において法理文三学部の一年生に共通に開講している科目のうち、英語・心理学・論理学は文学部の外山正一が、英文学あるいは英語は理学部文部兼任のホートンが、また普通化学は理学部のジュエットが担当している。

普通教育を分担することとなつた本科（大学）第一学年の教育内容は、「東京大学法学部理学部文学部学科撰定規則」に次のように書かれている（明治十年九月三日付同い、同月八日「申陳之通」）。法学部は「本部ノ課程ヲ四閱年トシ第二年ヨリ主トシテ法律ノ課目ヲ践修セシム」とあり、理学部と文学部も同様に専門は第二年から始まるという扱いである。第一年の科目はそれぞれ次のとおりで

以上から明らかなように、本科は専門教育で、豫科は普通教育で

あるという基本的な枠組みは、弱められた形で東京大学豫備門に継承された。そして、大学一年に普通教育科目を含んだ教育課程は、暫定的な学科選択規則が正規の規則に改められたあとも、数年間はとんど変化なしで継続して行く。<sup>(註4)</sup> ただ、旧制高等学校と大学の関係基盤の形成ということからいえば、こうした点はほとんど影響がなかったと考えられる。というのは、旧制高等学校教育につながる、豫科は普通教育であるということからいえば、豫科は普通教育であるといふことからいえば、こうした点はほとんど影響がないからである。

豫科、本科の年限変更の理由は、豫科教育の全てを旧東京英語学校の教員に委ねるわけにはいかない、という判断にあつた可能性が考えられる。『東京大学法理文学部第六年報』は、次のように記述している。

法理文ノ三学部トモ学期ヲ四個年トシ其最初ノ一年間ニハ從前豫科ニ於テ最上級トスル所ノ課目ヲ豫備門中ヨリ抜テ今三学部中ニ置ク是レ其一年間ニハ特ニ各学部ニ進入スルニ必需ノ豫習ヲナサシメ且本部専門教授ノ教導ニ便宜ナラシメンカ為ナリ<sup>(註5)</sup>

「」ここに書かれた「其一年間ニハ特ニ各学部ニ新入スルニ必需ノ豫習ヲナサシメ且本部専門教授ノ教導ニ便宜ナラシメンカ為ナリ」という理由は、従来の豫科の最上級にあたる学年の教育は、学部教員、即ち旧東京開成学校の本科及び豫科の教員が担当することが適当である、というふうに読めるのである。その読みが正しければ、年限

の変更は、東京開成学校で形成されていた教育を維持しようとする意図を実現するための方策であつたと解釈できる可能性がでてくるが、その解釈を妥当とするには、別の資料による裏付けが必要であろう。

## 八 大学予備教育の普通教育化と大学入学制度

本稿で明らかにしたことは、後の旧制高等学校と旧制大学との教育の関係の起源が、東京開成学校に大学レベルの教育が誕生した時に遡り、また、おそらく英米の大学をモデルにしたものだということである。最初に掲げた疑問、すなわち大学予備教育が普通教育でなければならず、専門に直接対応した狭い領域の予備教育では代替できない、という基本的理念とそれを支える仕組みがいつどのようにして始まったのか、という疑問に対する解答である。そしてそれはまた今日の大学における教養教育の起源を示すものでもある。

本科を専門教育、豫科を普通教育とするという基本的枠組みは、明治七年三月付けのモルレーの建言に述べられたものであった。それ以前の豫科の教育は、普通教育ではなく、専門に対応したものであり、この時に、豫科教育を普通教育化し維持する仕組みが設けられ、仕組みは急速に充実して、ほぼ完成された段階で、明治十年四月誕生の東京大学と東京大学豫備門に継承された。

本稿の結論は、旧制高等学校が現実の諸条件や必要性にせまられて誕生したわが国独自の学校類型である、という、本稿の冒頭で述

べた一般的理解の再検討を求めている。少なくとも出発点では英米の大学から大きな影響を受けていたことは明らかであるので、それがモデルと捉えられるようなものなのかどうか、さらにそれがどのように変質してきたかが今後問わなければならない。具体的には、普通教育化が欧米の大学をどの程度模倣したものか、が問題となるであろう。つまり、豫科が普通教育であるということは、どの程度欧米の大学において普遍性のある仕組みであり、またどの程度モルレーの個人の価値観が反映されたものであったか、という問題である。

また、本稿の結論は、筆者の進めている入学試験史に位置づければ、全体を俯瞰する際の視点を提供するのもあるということがであります。それは、日本の大学の出発点において、既に豫科は普通教育でなければならない、という制度形成の方向性があつたという視点である。

視点は、普通教育化された教育課程が、その起源が忘れられたにもかかわらず、旧学校制度の終焉に至るまで、程度の差こそあれ、ほぼ大学予備教育に一貫したものであつた、という問題に注目せざる。東京大学豫備門から高等中学へ、高等学校大学豫科へ、そして高等学校(高等科へ)と、いかにして継承が実現されたのか、それが今後詳細を明らかにすべき課題の一つといえよう。

筆者が発表してきたいくつかの研究の中では、例えば、学習院高等科卒業者の帝国大学入学の扱いの問題がそれと関連しているように思われる。明治二十二年の東京帝国大学の出した結論は、学習

院高等学科の教育課程が高等学校大学豫科と全く同じでなければ高等学校大学豫科卒業者と同等には扱えないというものであった。<sup>(4)</sup>これは極めて排他的な決定だが、実は大学入学予備教育は普通教育であり、専門教育の直接の準備では代替できない、という原則を維持するという点からみれば、非常に効果的に機能する仕組みだからである。

本稿の結論は、視点を提供することで、新しい課題を筆者に提示している。

## 註

(1) 天野郁夫『近代日本高等教育研究』一九八九年、玉川大学出版部、三九二頁

(2) 寛田知義『旧制高等学校教育の成立』一九七五年、ミネルヴァ書房、一一三、二八頁

(3) 「一般ノ教育」は以下に取上げるモルレーの建言中に現れる。「普通ノ学」は、以下に引用する文献の内、註(38)には「普通ノ学」、註(42)と註(67)には「普通ノ学科」、註(48)と註(61)には「普通ノ科」、註(91)には「普通ノ課目」という表現が見られる。

(4) 註(61)の文章に普通科の原語として、general course が現れており、また『東京開成学校一覧』(明治九年)の英文版である THE CALENDAR OF THE TOKIO KAISEIGAKKO, OR IMPERIAL UNIVERSITY OF TOKIO, FOR THE YEAR 1876., 1876でも用いられているので、「一般」「普通」の原語の多くは general といわれる。(5) 東京大学百年史編集委員会(編)『東京大学百年史』通史II (一)

九八六年、一一一—一二二頁)は、昭和二十一年四月に公表された第一

次米国教育使節団報告書が、大学に「普通教育」を導入することを主張していることについて、大学教育中に「一般教育」を位置づけるべきことを勧告したと解釈している。即ち新制大学における一般教育は、それまでの普通教育という概念を引き継いだものとみられる。

- (6) 『文部省往復』明治七年乙(東京大学史史料室保管A10)、四二五  
四二八丁
- (7) 前掲(6)、四二三一四二四丁
- (8) 前掲(6)、四二九丁一四四一丁

(9) 同年報は、稿本が明治八年四月一日付けで文部省へ差出され、印刷本が明治九年十二月二十二日付けで文部省へ納本されている(所澤潤「東京大学年報の形成と標準化」東京大学史史料研究会(編)『東京大学年報』第二巻「史料叢書東京大学史」東京大学出版会、四九二頁、四五五頁、一九九三年)。同年報は、初めて独立した体裁で編纂された年報で、編纂体制が十分整っていなかつたとみられ、鉢山学本科を豫科に改めたことなどの重要な問題がもれている。

- (10) 『文部省往復』明治五年甲(東京大学史史料室保管A3)一二二一丁
- (11) 『東京大学百年史』通史一、一九八四年、東京大学、一七四一—七六頁。また、大学創立の動きは、寺崎昌男「東京大学創立前後」『東京大学史紀要』第一号、一九七八年、二一一五頁に詳しい。
- (12) 『文部省往復』明治七年丙(東京大学史史料室保管A11)六五五丁に当時の南校宛の達の写しが保存されている。
- (13) 『文部省往復』明治四年甲(東京大学史史料室保管A1)一三八丁(文部省署紙に書かれている)
- (14) 前掲(13)五七四丁(文部省署紙に書かれている)
- (15) 前掲(13)一二三丁
- (16) 前掲(13)一六四一—六五丁(乱丁で、一四二丁と一四三丁の間に

あり)

- (17) 前掲(13)四二〇丁

- (18) 『文部省往復』明治五年乙(東京大学史史料室保管A4)三二二

- (19) 内閣官報局(編)『法令全書』第五卷ノ一、明治二十二年、一二二三頁〔復刻本、一九七四年、原書房〕

- (20) 同右

- (21) 前掲(10)一二一六一三一七丁

- (22) 前掲(10)一二一六一三三丁

- (23) 前掲(10)二三一丁

- (24) 『文部省往復』明治六年丁(東京大学史史料室保管A8)三八二丁。なおこの点は『東京大学百年史』通史一の二八四頁に触れられている。

- (25) 明治六年四月十八日付けで文部省から開成学校へ、法学以外は英語専用、法学は英仏語共用が達せられ(前掲(24)三八六丁)、同月二十九日付けで法学も英語専用が達せられた(前掲(24)三九四丁)

- (26) 『文部省往復』明治六年乙(東京大学史史料室保管A6)一五六一五八丁

- (27) 前掲(24)二九〇丁によれば、明治六年三月付けで文部省から第一大学区第一番中学に宛てて「右独逸教場ト改称相成候事」と達せられている。

- (28) 前掲(24)四九七丁

- (29) 『文部省第一年報』一五八丁

- (30) 前掲(29)一五五丁

- (31) 前掲(29)一五三一五四丁

- (32) 前掲(26)三九二丁

- (33) 『東京開成学校第二年報』本文一頁〔復刻本、東京大学史史料研究会(編)『東京大学年報』第一巻「史料叢書東京大学史」、一九九三年東京大学出版会、七頁〕

- (34) 前掲(26) 一五七—一五九丁、及び前掲(6)、二三三—三丁の日付に  
よる。
- (35) 前掲(33)、本文一五頁〔復刻本、一一頁〕
- (36) 前掲(31)
- (37) 前掲(24)、一四一三—丁、一一—丁、及び三二—四〇丁に残され  
てあるものとの比較による。
- (38) 国会図書館所蔵の『東京開成学校一覧』(明治八年二月)、一一—  
二頁に掲載されている。同一覧は印刷された表紙が欠落しており、表紙  
に手書きで明治八年二月と書かれている。『東京開成学校第三年報』一  
五頁「復刻本、第一卷、一七頁」に同年一月「本校一覧ヲ編撰シ之ヲ印  
刷ス」とあり、紹介されている記載内容も一致するので、この冊子を指  
しているものと思われる。
- (39) 前掲(33)、本文一五一—七頁〔復刻本、一一頁〕、及び前掲(38)  
一三一一六頁
- (40) 前掲(6) 五〇二—一五〇三丁
- (41) 前掲(31)
- (42) 前掲(33)、本文一四頁〔復刻本、一二三頁〕
- (43) 前掲(33)、本文一頁〔復刻本、七頁〕
- (44) 前掲(38)『東京開成学校一覧』六頁
- (45) 前掲(26)三九一丁
- (46) 前掲(38)『東京開成学校第三年報』本文一四頁〔復刻本、二七  
頁〕、及び『東京開成学校一覧』九一一〇頁。ここでは後者から引用し  
た。
- (47) 『文部省往復』明治八年甲(東京大学史史料室保管A12)七八三—  
七八四丁。試験広告中に科目名があがっている。
- (48) 前掲(38)『東京開成学校第三年報』本文一頁〔復刻本、二六  
頁〕
- (49) 『東京開成学校一覧』(明治九年)、一四一一五頁。なお、『東京開  
成学校第四年報』本文二頁〔前掲復刻本、第一卷、四二三頁〕にも記録が  
ある。
- (50) 『東京大学法理文学部第五年報』本文一頁〔前掲復刻本、第一卷、  
六二頁〕
- (51) 前掲(6) 六二九丁
- (52) 『文部省往復』明治八年乙(東京大学史史料室保管A13)、一六四—  
一六五丁
- (53) 前掲(38)『東京開成学校一覧』(明治八年二月)、四八頁以下に掲  
げられている生徒の等級は、『文部省往復』明治八年乙A13、一〇七丁  
によれば、明治八年二月試験終了後のものである。例えば前掲(6)、  
五一—丁の資料と比較すると、明治七年九月に豫科第五級に配置された  
生徒は、明治八年二月の試験後は、第四級の者と第五級の者がいる。
- (54) 前掲(38)『東京開成学校第三年報』本文一八頁〔復刻本、二八  
頁〕
- (55) 前掲(38)『東京開成学校第三年報』本文一九一一〇頁〔復刻本、  
二八頁〕
- (56) 『東京開成学校第四年報』本文四八頁〔復刻本、五五頁〕
- (57) 前掲(38)『東京開成学校第三年報』本文五一八、二〇一一一頁  
〔復刻本、二四一一五、二八頁〕
- (58) 『文部省往復』明治九年甲(東京大学史史料室保管A15)六二二丁、  
及び前掲(39)
- (59) 前掲(49)、三五一一三八頁。前掲(58)『文部省往復』明治七年甲、  
六二三一一四丁に掲げられているものは、「博物誌」ではなく「博物  
学」となっている。
- (60) 前掲(49)、五五一一七九頁。また、前掲(58)本文二一一六、二一  
一一二頁〔復刻本、四六一一四八頁〕にも同じ「諸学科要略」が掲載され

ているが、普通科と改められたはずの部分が「豫科」のままであるので、  
「」では原則として前掲（49）『東京開成学校一覧』（明治九年）から  
引用した。

（61）『文部省往復』明治十年甲（東京大学史史料室保管A.18）、一六三丁

（62）前掲（56）本文四六一五九、六八頁〔復刻本、五四一五七、六〇  
頁〕、前掲（56）本文四六一五九、六八頁〔復刻本、七五頁〕、及び『東京大学法理文学  
部一覧』明治十一、十二年、明治十一、十三年の生徒、卒業者の名簿に  
基づく生徒の進級の追跡による。

（63）前掲（56）本文五六頁〔復刻本、五七頁〕

（64）前掲（49）、三二一三三頁。また、前掲（56）本文二頁以下〔復刻本、  
四三頁〕にも同じ諸学科課程が掲載されているが、前掲（60）と同様、

普通科と改められたはずの部分が「豫科」のままであるので、「」でも  
前掲（49）『東京開成学校一覧』（明治九年）から引用した。なお、以  
降に引用する英文は、前掲（4）英文一覧、pp. 34-35

（65）前掲（49）、一五頁。英文は前掲（4）英文一覧、p. 17

（66）前掲（47）

（67）前掲（47）七九一丁

（68）前掲（58）四〇九丁

（69）『東京大学法理文学部一覧』（明治十一、三年）、東京大学史史料室  
保管、四四一四五頁

（70）前掲（61）二六〇丁

（71）同規則集には発行日の記載がないため、『東京大学法理文学部第六  
年報』本文八二頁〔復刻本、第一卷、一〇〇頁〕の記述から推定した。  
この時印刷されたものは、ほぼ「東京大学豫備門学科撰定規則」と同じ  
である。

（72）『東京大学豫備門一覧』（明治十二、十三年）、五一六頁

（73）手塚豊「司法省法学校小史」『明治法学教育史の研究』〔手塚豊著

作集』第九卷）一九八八年、慶應通信、一五一六頁でも、簡単に触れ  
られている。

（74）前掲（10）、七二九一七三〇丁。引用中「孤疑」の部分は「孤疑ノ  
念」と読むべき可能性もある。

（75）前掲（6）、一六三丁。関連文書が『文部省往復』明治七年甲（東京  
大学史史料室保管A.9）五六〇一五六一丁にある。

（76）前掲（38）『東京開成学校第三年報』本文六九一七〇頁〔復刻本、  
四〇一四一頁〕

（77）前掲（50）、本文一四頁〔復刻本、六五頁〕

（78）前掲（47）、六三七丁

（79）前掲（43）

（80）寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立』一九七九年、評論社、  
一一〇頁

（81）前掲（56）、本文四六頁〔復刻本、五四頁〕

（82）国立教育研究所（編）『日本近代教育百年史』第三卷、一九七四年、  
一八五頁

（83）新谷恭昭「東京大学予備門成立過程の研究」『東京大学史紀要』第  
三号、一九八〇年、九頁。東京大学豫備門成立前後の事実関係の調査に  
あたって同論文に負う所は大きい。

（84）前掲（61）、三六二丁

（85）新谷、前掲（83）、八一九頁

（86）前掲（38）『東京開成学校第三年報』本文一頁〔復刻本、二六頁〕

によれば、九月入学者三十八人及び臨時入学者は十六人で合計五十四人、  
内、東京英語学校出身者は二十九人、一方本文六一頁〔復刻本、三八  
頁〕の「明治八年中入退学調」（十二月々末調）によれば、入学者合計  
は五十四人、英語学校出身者は三十人であるので、他の英語学校から  
入学している」となる。

(87) 前掲 (50)

(88) ただ廃校になつた際には、東京大学豫備門に進学することを望むものもあり、前掲 (50) 「東京大学法理文学部第五年報」本文三六頁〔復刻本、七一頁〕によれば、「當時各級缺員甚々罕ニシテ尽クコレヲ容ル、ノ餘地ナシ因テ各自ノ学力ヲ試査シ就中其最モ優勝ノモノヲ撰ンテコレヲ入学セシム」ことになり、合格者は愛知英語学校から五名、その他四校からは各一名ずつであった。

(89) 前掲 (61)、六五一—六五三丁

(90) 前掲 (50)、本文三二—三三頁〔復刻本、七〇頁〕

(91) 前掲 (61)、二六〇—二六三丁

(92) 前掲 (61)、二四七一一五九丁

(93) 前掲 (71) 中の「東京大学法理文学部教授受持学科表」〔復刻本、一〇六頁〕

(94) 『東京大学豫備門一覧』明治十二、十三年分は一年が三期制になり、また科目名称が變っているほかは、実質的に同じで、明治十三、十四年分に掲載されたものは、第一年から「地理学」が除かれた以外はほとんど同じである（但し時数は未確認）。明治十四、十五年分では、東京大学豫備門の修学年限が一年短くなり、全体的に変更となる。

(95) 前掲 (71)、本文三頁〔復刻本、八〇頁〕

(96) 所澤潤「帝国大学入学の優先順位の導入—学力水準を確保する仕組みの転換と学習院高等学部卒業者」編集委員会（編）『西垣晴次先生宗教史・地方史論纂』刀水書房、一九九四年、七五一頁

(しょざわ じゅん 群馬大学教育学部助教授)